

滋賀県地域防災計画

(事故災害対策編)

滋賀県防災会議

目 次（事故災害対策編）

第1章 総 則	1
第1節 計画の目的	1
第2節 計画の性格	1
第3節 計画の周知徹底	1
第4節 本県の地勢等の状況	2
第5節 事故災害の想定	3
第6節 各機関の実施責任と処理すべき業務の大綱	3
第7節 事故対策本部	4
第2章 湖上災害対策計画	6
第1節 災害予防対策	6
第2節 災害応急対策	7
第3章 航空機災害対策計画	18
第1節 災害予防対策	18
第2節 災害応急対策	19
第4章 鉄道災害対策計画	29
第1節 災害予防対策	29
第2節 災害応急対策	30
第5章 道路災害対策計画	41
第1節 災害予防対策	41
第2節 災害応急対策	42
第6章 危険物等災害対策計画	53
第1節 災害予防対策	53
第2節 災害応急対策	56
第7章 毒物劇物災害対策計画	67
第1節 災害予防対策	67
第2節 災害応急対策	68
第8章 大規模な火事災害対策計画	78
第1節 災害予防対策	78

第 2 節 災害応急対策	80
第 9 章 林野火災対策計画	90
第 1 節 災害予防対策	90
第 2 節 災害応急対策	92
第 10 章 災害復旧計画	101

第 1 章 総則

第 1 節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 40 条の規定に基づき県防災会議が作成する計画であり、県内の大規模な事故災害（原子力災害を除く。）に係る災害予防、災害応急対策および災害復旧を実施することにより、県の地域ならびに住民の生命、身体および財産を事故災害から保護することを目的とする。

第 2 節 計画の性格

第 1 事故災害対策の基本となる計画

この計画は、国の防災基本計画に基づき、滋賀県の地域に係る事故災害対策に関する基本となる計画として定められたものである。

第 2 滋賀県地域防災計画各編との整合性

この計画は、「滋賀県地域防災計画」の事故災害対策編として作成するものであり、この計画に定めのない事項については「滋賀県地域防災計画（風水害等対策編）」によるものとする。

また、原子力災害対策については、「滋賀県地域防災計画（原子力災害対策編）」によるものとする。

第 3 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第 40 条の規定に基づき、毎年検討を加え、防災基本計画または県の体制、組織の見直し等により修正の必要があると認める場合にはこれを変更する。

第 3 節 計画の周知徹底

この計画は、市町、指定行政機関、指定公共機関その他防災関係機関に対し周知徹底し情報の共有を図るとともに、県民への周知を図る。また、各機関においては、この計画の習熟に努めるとともに、必要に応じて細部の活動計画等を作成し、万全を期する。

第4節 本県の地勢等の状況

本県は、中央部にわが国最大の湖である琵琶湖があり、周囲を伊吹、鈴鹿、比良、比叡などの高い山々に囲まれている。琵琶湖の周辺はこれらの山々から流れ出る大小の河川が扇状地や三角州をつくりながら湖に注ぎ、近江盆地を形成している。気象については、南部と北部では気温の年平均で2～3度、降水量の年合計で1,000ミリ程度の差があり、特に冬季にその差が著しい。

平成31年1月1日現在の本県の推計人口は、1,413,155人で、全国人口の約1%を占めている。人口密度は、351.8人/km²で、全国平均とほぼ同水準である。

本県の面積4,017.38km²のうち琵琶湖が669.26km²（16.7%）を占めている。利用形態別面積については、森林が2,042.3km²（50.8%）で最も多く、次いで、水面・河川・水路が791.3km²（19.7%）、農地が505.1km²（12.6%）、宅地が276.6km²（6.9%）となっている。

県内の鉄道は、JR東海道新幹線、東海道本線（琵琶湖線）、北陸本線、草津線、湖西線と近江鉄道、京阪電鉄大津線（京津線、石山坂本線）、信楽高原鐵道などがある。道路総延長は、平成24年4月1日現在で国道が826.7km、県道1,839.3km、市町村道9,734.4kmで、その合計は12,400.4kmであり、このほかに名神、新名神、北陸の3本の高速自動車道がある。平成24年度1日当たりの上り線下り線の交通量の最も多い区間は、名神では草津JCT～瀬田東間の119,445台、北陸では米原JCT～米原間の30,604台である。琵琶湖の水上交通については、琵琶湖汽船（株）、近江トラベル（株）が定期航路等を運航している。

（資料：統計課、県民活動生活課および道路課）

第5節 事故災害の想定

本県の地勢、気象等の自然的条件、人口、土地利用、交通等の社会的条件に加え、過去において本県および全国で発生した各種災害の状況を勘案し、本県において発生し得る事故災害を次のとおり想定した。

なお、複数の種類の事故災害が同時に発生した場合は、本計画の内容を踏まえ、事故の態様等に応じた適切な対応をとるものとする。

事故災害の種類	想定する事故災害
1 湖上災害	旅客船の衝突等の湖上での大規模な船舶事故により、多数の死傷者等が発生し、または発生するおそれがある場合
2 航空機災害	旅客機の墜落等の大規模な航空機事故により、多数の死傷者等が発生し、または発生するおそれがある場合
3 鉄道災害	旅客列車の衝突、車両火災、トンネルなど鉄道施設の被災等の大規模な鉄道事故により、多数の死傷者等が発生し、または発生するおそれがある場合
4 道路災害	バスの衝突、車両火災、トンネルなど道路施設の被災等の大規模な道路事故により、多数の死傷者等が発生し、または発生するおそれがある場合
5 危険物等災害	危険物、高圧ガス、火薬類の取扱施設における大規模な火災、爆発等により、多数の死傷者等が発生し、または発生するおそれがある場合
6 毒物劇物災害	毒物・劇物の飛散、漏えい、流出等により、多数の死傷者等が発生し、または発生するおそれがある場合
7 大規模な火事災害	高層建築物等における大規模な火災により、多数の死傷者等が発生し、または発生するおそれがある場合
8 林野火災	広範囲にわたる林野の焼失、民家への延焼等が発生し、または発生するおそれがある場合

第6節 各機関の実施責任と処理すべき業務の大綱

この計画に基づく防災対策に関し、防災に関係のある各機関の処理すべき事務または業務の大綱は、滋賀県地域防災計画（風水害等対策編）第1章第2節に定める「各機関の実施責任と処理すべき業務の大綱」を基本とする。

第7節 事故対策本部

県は、第5節に定める事故災害もしくは風水害等対策編第3章第16節に定める突発重大事故が発生し、または発生するおそれがある場合は、直ちに事故対策本部を設置し、防災関係機関と緊密に連絡・協力し、災害応急対策を実施するものとする。

第1 事故対策本部の設置および廃止

（1）設置

第5節に定める事故災害もしくは風水害等対策編第3章第16節に定める突発重大事故が発生し、または発生するおそれがある場合は、事故対策本部を設置する。

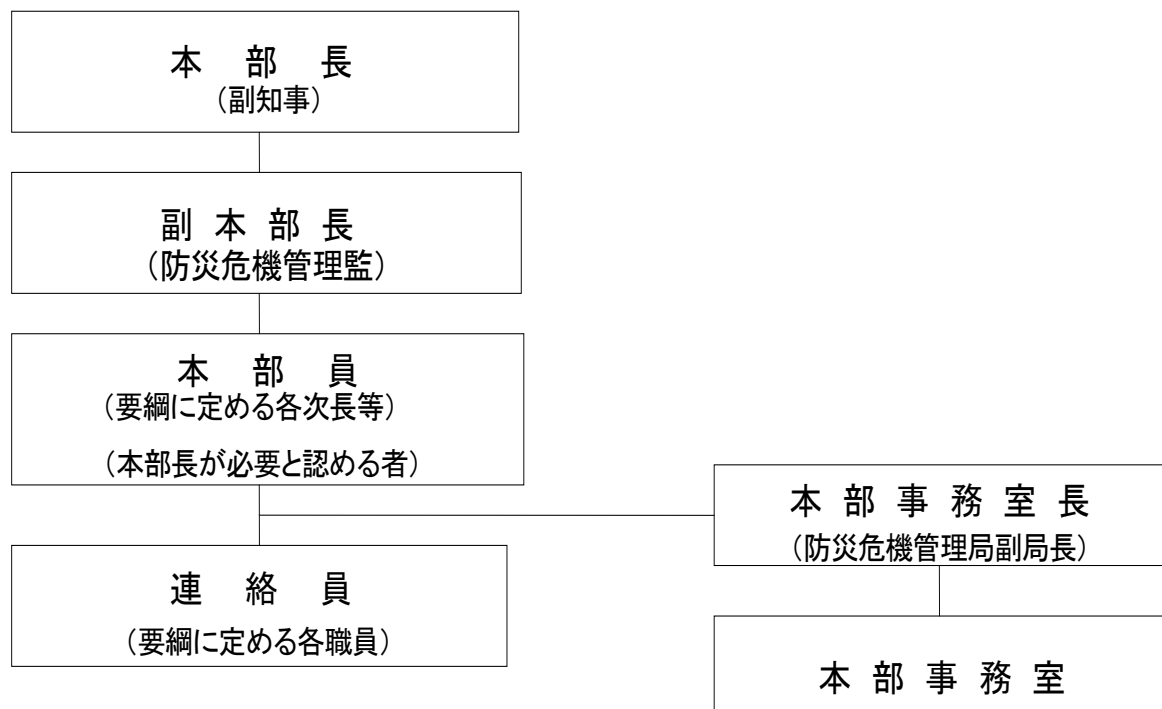
（2）廃止

事故の応急対策が概ね完了した場合、災害対策本部が設置された場合、または本部長が必要ないと認めた場合には、事故対策本部を廃止する。

第2 事故対策本部の組織

事故対策本部の組織および運営は、「滋賀県事故対策本部要綱」に定めるところによる。

■事故対策本部の組織



第3 事故対策本部の所掌事務

事故対策本部の所掌事務は、次のとおりとする。

1. 災害に係る情報の収集分析に関すること
2. 広報および報道機関等への情報提供に関すること
3. 国・市町・防災関係機関との連絡調整に関すること
4. 災害関係職員の動員派遣に関すること
5. 他消防機関（他府県を含む）および他防災関係機関への応援要請に関すること
6. 捜索活動、救助・救急活動、消火活動等における資機材等の確保に関すること
7. 救急医療施設の確保および医療関係者の派遣要請に関すること
8. 医療器材、医療薬品等の確保、保管、配分に関すること
9. 救護所等の設置に関すること
10. その他、応急対策の実施にあたり必要となる事項

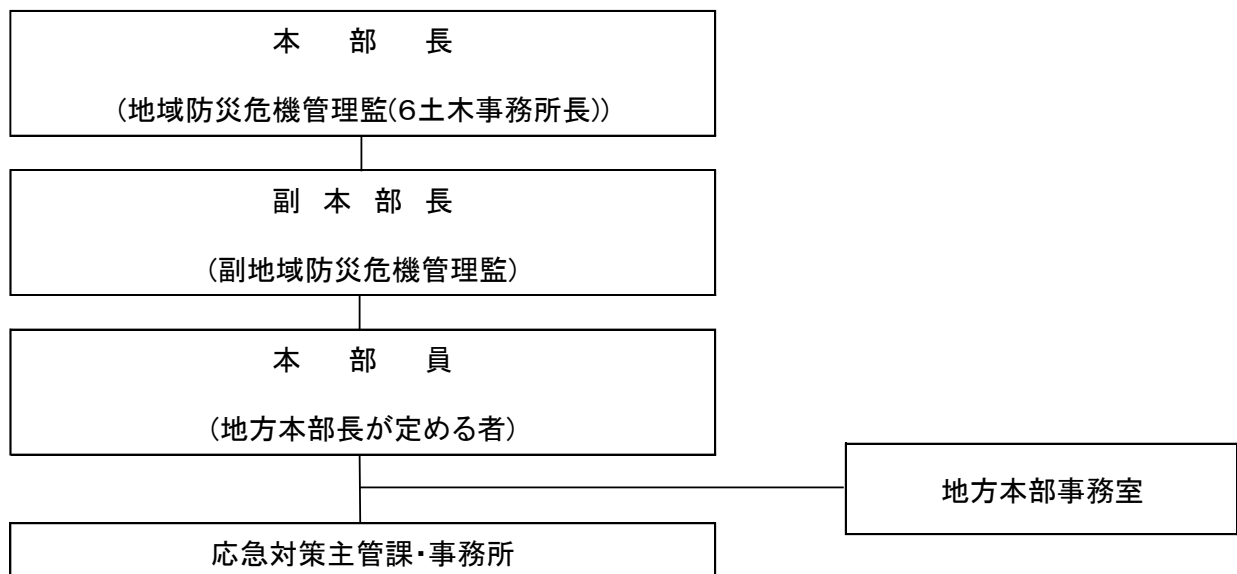
第4 事故対策現地本部および事故対策地方本部

事故対策本部は、必要に応じて事故対策現地本部を置くことができる。また、事故対策本部は、事故発生地を管轄する土木事務所に事故対策地方本部を置く。

事故対策地方本部の組織および運営は、「滋賀県事故対策本部要綱」に従い、事故対策地方本部長が定める。

滋賀県事故対策地方本部の基本的な構成は、次のとおりとする。

■事故対策地方本部の組織



第2章 湖上災害対策計画

《本県の現状》

県土の中央にある琵琶湖は、貴重な水資源であるだけでなく、水産資源、観光資源や水上交通としての機能を有している。琵琶湖の水上交通については、琵琶湖汽船（株）、近江トラベル（株）が13隻の船舶を所有して定期航路等を運航している。また、動力付き漁船が657隻（平成29年12月31日現在）、動力付きプレジャーモーターボートが4,250隻（平成30年3月末）ある。

（資料：水産課、琵琶湖汽船（株）、近江トラベル（株）、日本小型船舶検査機構）

第1節 災害予防対策

第1 情報の収集・連絡体制の整備

県、市町、関係事業者等の防災関係機関は、湖上災害が発生した場合に、人命救助や被害の拡大防止等を図るため、迅速かつ円滑な応急対策が行えるよう緊急時の情報収集、連絡体制を整備する。

第2 近畿運輸局の措置

（1）船舶の安全な運航の確保

発航前検査の励行、操練の適切な実施、航海当直体制の確保、船内の巡視制度の確立等について、運航労務監理官による監査および指導をより一層強化し、船舶の安全な運航の確保を図る。

（2）船舶の安全性の向上

船舶の構造、設備等の安全基準の整備を行うとともに、技術革新等の情勢に対処する。

また、技術革新による輸送形態の多様化、安全基準の整備等に伴う船舶検査業務の複雑化・高度化に対処するため、研修等の実施により船舶検査体制の充実に努める。

第3 港湾管理者の措置

防波堤、航路等の整備により、湖上交通の安全性の向上に努める。

第4 防災訓練の実施

関係省庁、地方公共団体、港湾管理者、関係事業者等は協力して、湖上災害の発生を想定した防災訓練を実施する。

第2節 災害応急対策

第1 発災直後の情報の収集・連絡

（1）事故原因者等

事故原因者または事故発見者は、湖上事故が発生した場合、速やかに最寄りの消防機関、警察等防災関係機関にその旨を通報する。

（2）船舶運航事業者

船舶運航事業者は、自己の運航する船舶について緊急事態または事故が発生した場合、速やかに近畿運輸局運航労務監理官、最寄りの消防機関、警察等防災関係機関に連絡する。

（3）県

県は、市町、警察、関係事業者等から情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁へ連絡する。

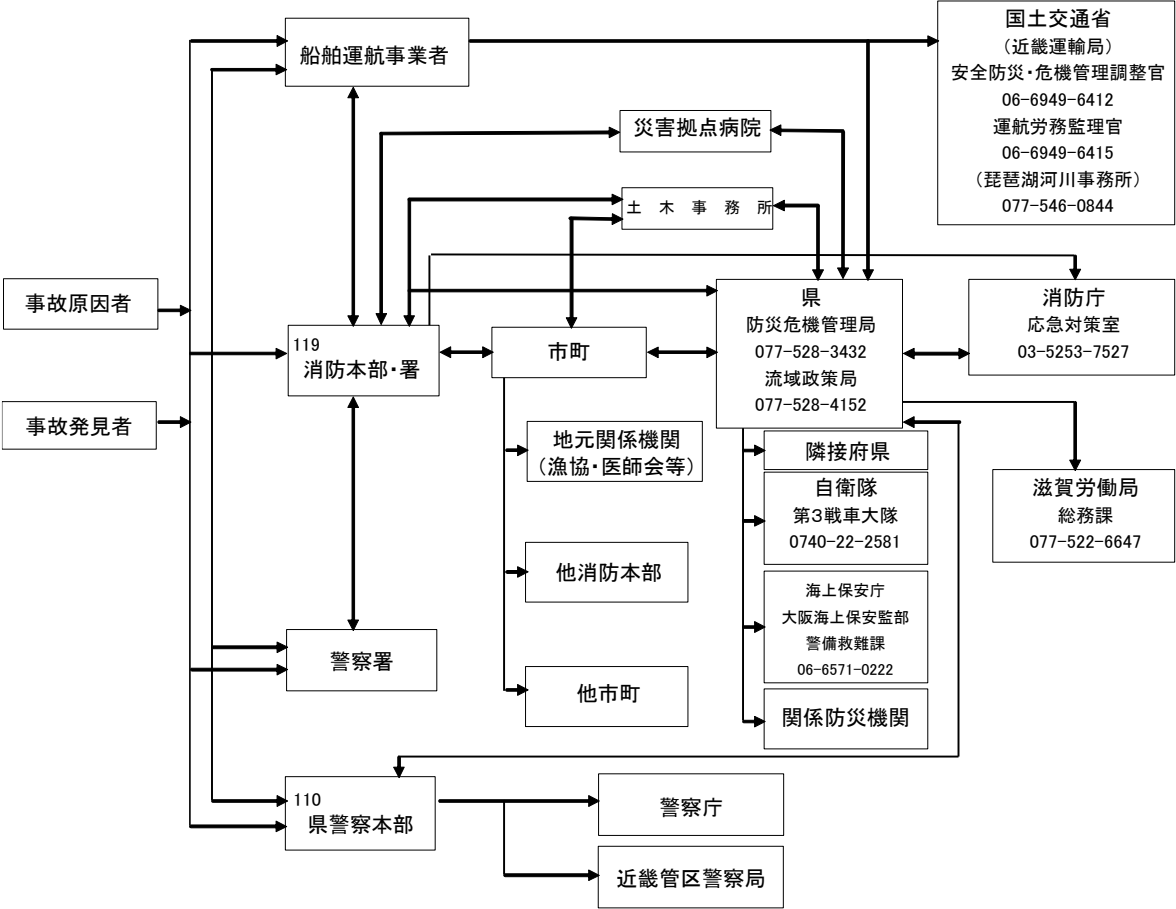
また、ヘリコプター等からの画像伝送の活用などにより、早期の情報収集に努める。

（4）市町および消防機関

市町は、事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に報告する。

なお、社会的影響度が高い船舶火災または死者および負傷者の合計が15人以上発生する救急・救助事故が発生した場合、消防機関は火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日消防災第267号）により、第一報を県および消防庁に対して、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で、報告するものとする。

湖上災害発生時の情報連絡系統図



船舶運航事業者

機関名	連絡窓口	所在地	電話番号
琵琶湖汽船(株)	船舶部	大津市浜大津5-1-1	077-522-4115
近江トラベル(株)	業務部 旅客船課	彦根市松原町3755	0749-22-0619

土木事務所

名称	連絡窓口	電話番号
南部土木事務所	経理用地課	077-567-5433
甲賀土木事務所	経理用地課	0748-63-6153
東近江土木事務所	経理用地課	0748-22-7733
湖東土木事務所	経理用地課	0749-27-2241
長浜土木事務所	経理用地課	0749-65-6636
高島土木事務所	経理用地課	0740-22-6043

第2 活動体制の確立

（1）県の活動体制

県は、本計画第1章第5節に定める湖上災害が発生し、または発生するおそれがある場合は、直ちに事故対策本部を設置するとともに、情報収集、医療救護等の緊急かつ優先的に対応しなければならない応急対策を実施するため、「総務班」、「情報班」、「医療・救助班」、「広報班」からなる緊急初動体制をとる。

緊急初動体制の任務は次のとおりとする。

[緊急初動体制各班の任務分担]

班	任 務 分 担		担当部局
総務班	総務	・ 緊急初動体制班職員の管理および交代要員の確保 ・ 県幹部（知事、副知事等）との連絡調整 ・ 本部員、連絡員会議の開催 ・ 会議資料、議事録作成	総務部 知事公室 (議会事務局等)
	調整	・ 本部各班との連絡調整 ・ 関係事業者との連絡調整 ・ 消防庁、市町、自衛隊、海上保安庁、他府県への応援要請と受入れ ・ 応援部隊の受入れに係る全体調整	
情報班	情報収集	・ 被害情報の収集 ・ 映像情報の収集 ・ 活動情報の収集 ・ 応援要請の接受	知事公室 農政水産部 土木交通部 企業庁
	情報整理	・ 被害情報等の収集、整理 ・ 応援要請項目の整理	
	情報伝達	・ 被害情報等の伝達（国、初動各班、市町、防災関係機関） ・ 庁内放送による連絡調整	
医療・救助班	調整	・ 日本赤十字社滋賀県支部、滋賀県医師会、滋賀県病院協会等医療関係機関との連絡調整、応援要請 ・ 医療施設との連携 ・ 警察本部との連携 ・ 消防本部との連携 ・ 海上保安庁との連携	健康医療福祉部 会計管理局 教育委員会事務局
	医療対策	・ 救護用資機材、医薬品の調達 ・ 搬送手段、ルート確保 ・ 負傷者搬送先の確保	

班	任 務 分 担		担当部局
広報班	調整	・各班からの情報収集 ・関係事業者との連絡調整（広報時期、内容等） ・警察本部との連絡調整（広報時期、内容等） ・市町の広報内容の把握および連絡調整 ・防災関係機関の広報内容の把握および連絡調整	知事公室 総合企画部 琵琶湖環境部 商工観光労働部
	広報	・プレスルームの設置 ・報道官の選任 ・報道機関等への情報提供 ・報道機関等への要請 ・広報用資料の作成 ・県民からの問い合わせへの対応	

（注）議会事務局、各行政委員会事務局は総務班の応援を行う。

（２）市町の活動体制

市町は、本計画第1章第5節に定める湖上災害が発生し、または発生するおそれがある場合は、直ちに事故対策本部等を設置し、県、関係機関等と連携して災害応急対策を円滑に行う体制をとる。

（３）関係事業者の活動体制

関係事業者は、発災後、速やかに災害の拡大の防止のための必要な措置を講じる。

また、関係事業者は、発災後、速やかに職員の非常参集、情報収集、連絡体制を確立し、対策本部の設置等必要な体制をとる。

第3 救助・救急活動

（１）救助活動

県、市町、消防機関、警察、関係事業者は、相互に連携して迅速かつ的確に救助活動を行う。

① 市町および消防機関

市町および消防機関は、速やかに救助を要する者の把握に努めるとともに、他の防災関係機関との密接な連携のもと救助を行う。

また、自らの救助活動のみでは対処できないと認める場合には、県や県内の他の消防機関に応援要請を行う。

② 警察

警察は、他の防災関係機関と連携して、負傷者の救助活動を実施する。
また、救助活動のため必要があると認めるときは交通規制を行う。

③ 県

県は、市町から応援要請を求められた場合、または自ら必要と認める場合は、次の措置を講じる。

ア 防災ヘリコプターの出動

イ 消防組織法第44条に基づく緊急消防援助隊の派遣要請

ウ 「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援の実施

エ 相互応援協定に基づく近隣府県への応援要請

オ 自衛隊法第83条に基づく自衛隊に対する災害派遣要請

カ 消防組織法第43条に基づく市町長または消防長に対する指示

キ 災害対策基本法第29条に基づく海上保安庁に対する災害派遣要請等

④ 関係事業者

関係事業者は、事故災害発生直後における負傷者の救助活動を行うよう努めるとともに、救助活動を実施する防災関係機関に可能な限り協力する。

（2）救急活動

県、市町、消防機関、警察、関係事業者は、相互に連携して迅速かつ的確に救急活動を行う。

① 市町および消防機関

市町および消防機関は、迅速かつ効率的に負傷者を医療機関（救護所を含む）へ搬送するとともに、自らの救急活動のみでは対処できないと認める場合には、県内の他の消防機関に応援を求めるほか、県に対し、救護班の派遣、防災ヘリコプター、緊急消防援助隊の派遣、広域航空消防応援等を要請する。

なお、負傷者の搬送に当たっては、トリアージ（傷病者の重症度による分類）を行い、緊急治療が必要な重篤・重症患者は管内の災害拠点病院へ、入院を要する中等症患者は管内の救急告示病院に搬送する。

この場合、管内の災害拠点病院での受入が困難な場合は、重篤・重症患者は他の災害拠点病院、中等症患者は他の救急告示病院に搬送する。

② 警察

警察は、救急活動のため必要があると認めるときは交通規制を行う。

③ 県

県は、市町から応援要請を求められた場合、または自ら必要と認める場合は、次の措置を講じる。

- ア 防災ヘリコプターの出動
- イ 消防組織法第44条に基づく緊急消防援助隊の派遣要請
- ウ 「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援の実施
- エ 相互応援協定に基づく近隣府県への応援要請
- オ 自衛隊法第83条に基づく自衛隊に対する災害派遣要請
- カ 消防組織法第43条に基づく市町長または消防長に対する指示
- キ 「災害時の医療救護活動に関する協定書」に基づく災害派遣医療チーム（以下「DMAT」という。）および医療救護班の派遣要請
- ク 災害対策基本法第29条に基づく海上保安庁に対する災害派遣要請等

④ 関係事業者

関係事業者は、事故災害発生直後における負傷者の救急活動を行うよう努めるとともに、救助活動を実施する防災関係機関に可能な限り協力する。

第4 消火活動

迅速かつ的確な消火活動を行うため、県、市町、消防機関、警察、関係事業者は、相互に連携する。

① 消防機関

消防機関は、速やかに火災の状況および被害状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。また、自らの消火活動のみでは対処できないと認める場合には、県内の他の消防機関に応援を求めるほか、県に対し、防災ヘリコプター、緊急消防援助隊の派遣、広域航空消防応援等を要請する。

② 警察

警察は、消火活動のため必要があると認めるときは交通規制を行う。

③ 県

県は、市町から応援要請を求められた場合、または自ら必要と認める場合は、次の措置を講じる。

- ア 防災ヘリコプターの出動
- イ 消防組織法第44条に基づく緊急消防援助隊の派遣要請
- ウ 「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援の実施

- エ 相互応援協定に基づく近隣府県への応援要請
- オ 自衛隊法第83条に基づく自衛隊に対する災害派遣要請
- カ 消防組織法第43条に基づく市町長または消防長に対する指示
- キ 災害対策基本法第29条に基づく海上保安庁に対する災害派遣要請等

④ 関係事業者

関係事業者は、事故災害発生直後における初期消火活動を行うよう努めるとともに、消火活動を実施する防災関係機関に可能な限り協力する。

第5 医療救護活動

医療機関外の現場で医療が必要である場合、県、市町、病院および有床診療所（以下、「病院等」という。）、医療関係団体が行う初動時の対応について、フェーズ（局面）の概念を用い、それぞれの局面に応じて以下の医療救護活動を行う。

（1）医療救護活動

ア 第1フェーズ（発生から3時間程度）

① 災害拠点病院

災害拠点病院は、県からの要請または消防からの情報（県と連絡がとれないとき）に基づき災害派遣医療チーム（DMAT）を事故現場に派遣する。

② 県

県は、消防機関、警察からの情報に基づき、災害拠点病院に災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣要請を行う。

また、災害派遣医療チーム（DMAT）からの報告により、必要と認められる場合は他の災害拠点病院に災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣を要請する。

イ 第2フェーズ（3日以内）

① 災害派遣医療チーム（DMAT）

災害派遣医療チーム（DMAT）は、防災関係機関と連携しながら、現場の医療情報を収集するとともに、負傷者のトリアージおよび応急処置、搬送等を行う。また、現地医療救護所等において、負傷者のトリアージおよび応急処置を行う。

② 市町

市町は、必要に応じて事故現場等に救護所を設置するとともに、救護所の運営に当たっては、地区医師会、医療機関に協力を要請する。

③ 県

県は、救護所の設置・運営について市町から要請があった場合または自ら必要と認めた場合は、県医師会等に対し、地区医師会、医療機関の協力が得られるよう要請する。

また、県は、こころのケア等の支援について市町から要請があった場合または自らが必要と認めた場合は、こころのケアチーム（DPAT）の派遣を要請する。

ウ 第3フェーズ（4日～2週間）

県は、市町からの要請があったとき、または自ら必要と認めた場合は、医療救護班の派遣を要請する。

エ 第4フェーズ（2週間～2か月程度）

市町、県は防疫および保健衛生活動を行う。

なお、フェーズはあくまで目安であり、事故の規模および人的被害の程度により各フェーズへの移行およびそれぞれに応じた活動を行う。

（2）医療救護班の編成、派遣

① 県

県は、市町から医療救護に関する協力要請があったとき、または医療救護を必要と認めた時は、各医療関係団体、他都道府県等に必要な医療救護班等の派遣を要請する。

② 県立病院

滋賀県立総合病院および精神医療センターは、県の指示があったとき、または災害の状況により病院長が必要と認めるときは、医療救護班を出動させ救護活動を行う。出動の指示を受けた医療救護班は、直ちに医療セットおよび資材を整えて現地に急行し、救護活動を行う。

[県立病院の医療救護体制]

病院名	電話番号
滋賀県立総合病院	077-582-5031
精神医療センター	077-567-5001

③ 日本赤十字社

日本赤十字社滋賀県支部は、知事との「災害救助法による災害救助等に関する委託契約書」の契約、または自らの判断に基づき速やかに救護班を出動させ、救護活動を行う。出動の指示を受けた救護班は、直ちに医療セットおよび資材を整えて現地に急行し、現地で救護所を開設して救護活動を行う。また、必要に応じて他府県や本社の応援を受けて救護活動の万全を期する。

〔日本赤十字社の医療救護体制〕

病院名	電話番号
大津赤十字病院	077-522-4131
大津赤十字志賀病院	077-594-8777
長浜赤十字病院	0749-63-2111

④ 独立行政法人国立病院機構

独立行政法人国立病院機構は、県の要請により、または自ら必要と認めたときは医療救護班の派遣等による医療救護を行う。

〔独立行政法人国立病院機構の医療救護体制〕

要請先	病院名	電話番号
独立行政法人国立病院機構	東近江総合医療センター	0748-22-3030
近畿ブロック事務所 06-4790-8388	紫香楽病院	0748-83-0101

⑤ 滋賀医科大学

滋賀医科大学は、県の要請により、文部科学省の了解の下、医療救護班の派遣による医療救護を行う。

〔滋賀医科大学の医療救護体制〕

病院名	電話番号
医学部附属病院	077-548-2111

第6 住民等の避難

（１）避難の指示と避難誘導

事故災害発生時には、市町、警察は、人命の安全を最優先とし、必要に応じて地域住民等に対し、指示を行う。また、市町、警察は、避難場所および避難経路や災害現場の所在、その他避難に関する情報提供を行い、住民等の避難誘導を行う。その際には、高齢者や障害者、外国人等の要配慮者（社会福祉施設を含む）に対し、災害情報が迅速かつ適切な手段により滞りなく伝達されるよう、民生委員児童委員や自主防災組織等の協力を得ながら、優先的に誘導を行う。

（２）避難所の設置と運営

① 市町

市町は、必要に応じて避難所を開設するとともに、設置場所等を速やかに住民等に周知

徹底を図る。また、一般の避難所生活が困難である要配慮者のために特別の配慮がなされた福祉避難所の対応については、国の「福祉避難所設置・運営に関するガイドライン」および「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を参考に指定を進め、必要数の確保に努める。なお、市町は、あらかじめ避難所に指定された施設の管理者との間で協議を行い、施設の管理方法について取り決めるを行う。

市町は避難所を設置した場合には、速やかに県に連絡するとともに、避難所の運営および連絡調整に当たる担当職員を避難所に派遣し、避難所における被災者のニーズの把握・調整を行う。

各避難所運営管理者は、避難所の運営における女性の参画を推進する。特に、プライバシーを十分に確保できる間仕切りの工夫や、他者の視線が気にならない男女別の更衣室や物干し場、入浴設備、清潔で誰でも安心して使えるトイレ、授乳室の設備、生理用品・女性用下着の配布方法の工夫、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

また、男女のニーズの違いなど男女双方の視点に加え、性的指向・ジェンダーアイデンティティに関しても配慮するよう努める。

指定避難所等における女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性や子ども等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

② 県

県は、市町に設置される避難所の開設状況および運営状況、その他被災者のニーズ等について把握する。また、必要に応じて状況の把握を行うため、職員を現地に派遣する。

第7 災害広報の実施

県、市町および関係機関は、事故災害の発生場所、被害状況等について広く県民への広報を図るため、連携して迅速な広報活動を実施する。

（1）広報事項

県民への広報は、概ね次のような項目について行うものとする。

- ア 事故の発生日時および場所
- イ 被害の状況
- ウ 被害者の安否情報
- エ 応急対策の実施状況
- オ 交通規制の状況
- カ 治安の状況
- キ 県民に対する協力および注意事項
- ク その他必要と認められる事項

（2）広報手段

- ア 新聞、ラジオ、テレビ等の報道機関に対する発表
- イ 広報車による巡回広報
- ウ 有線放送による広報
- エ インターネットの利用
- オ その他状況に応じた広報手段

第3章 航空機災害対策計画

《本県の現状》

本県には空港はないが、近隣府県の状況をみると、大阪府には大阪国際空港（拠点空港）、関西国際空港（拠点空港）、八尾空港（拠点空港）、兵庫県には神戸空港（地方管理空港）、愛知県には中部国際空港（拠点空港）、名古屋空港（その他公共用飛行場）、石川県には小松飛行場（共用飛行場）、能登空港（地方管理空港）、福井県には福井空港（地方管理空港）があり、この中には本県上空を通過する定期航路がある。

（資料：大阪航空局大阪空港事務所）

第1節 災害予防対策

第1 情報の収集・連絡体制の整備

県、市町、関係事業者等の防災関係機関は、航空機災害が発生した場合に、人命救助や被害の拡大防止等を図るため、迅速かつ円滑な応急対策が行えるよう緊急時の情報収集、連絡体制を整備する。

第2 国土交通省（航空局）の措置

（1）航空運送事業者等への安全指導

① 航空関係諸規則の遵守の徹底等

航空運送事業者等に対し、航空関係諸規則の遵守の徹底を指導する。

② 教育訓練の充実等

航空運送事業者等が実施する航空従事者等に対する安全教育・訓練の着実な実施を指導するとともに、航空運送事業者等の行う教育訓練の実施状況を把握し、必要に応じてその改善・充実等を図る。

③ 定期的な安全指導

航空運送事業者に対し、定期的に行う安全指導において、適切な運航管理体制の整備、安全意識の高揚その他事故防止に資する事項について重点点検を行う。

（2）航空機の安全性の確保

航空運送事業者に対し、定期的および随時に安全性確認検査等を実施し、事業者の航空機

整備体制およびその実施状況について確認することを通じ、事業機の安全性が確保されるよう指導・監督する。

また、航空運送事業者以外の整備事業者に対しても、事業場認定検査等を通じて適正な航空機整備が行われるよう指導・監督する。

（３）防災訓練の実施

関係省庁、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者と協力して、航空災害の発生を想定した防災訓練を実施する。

（４）防災知識の普及

関係省庁、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者と協力して、防災思想の普及徹底および防災知識・技能の向上を図るため、研修会、講習会の開催、パンフレット、リーフレット等の作成、配布など防災知識の普及に努める。

（５）再発防止対策の推進

航空・鉄道事故調査委員会の勧告および建議等をふまえて、同種事故の再発防止のために、必要な安全対策の実施を図る。

第２節 災害応急対策

第１ 発災直後の情報の収集・連絡

（１）事故原因者等

事故原因者または事故発見者は、航空機事故が発生した場合、速やかに最寄りの消防機関、警察等防災関係機関にその旨を通報する。

（２）航空運送事業者

航空運送事業者は、自己の運航する航空機について緊急事態または事故が発生した場合、速やかに国土交通省（大阪航空局）等防災関係機関に連絡する。

（３）大阪空港事務所

大阪空港事務所は、航空機事故が発生した場合、速やかに県警察本部に連絡するとともに、県、市町、消防機関等との情報収集に努める。

（４）県

県は、市町、警察、航空運送事業者等から情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁へ連絡する。

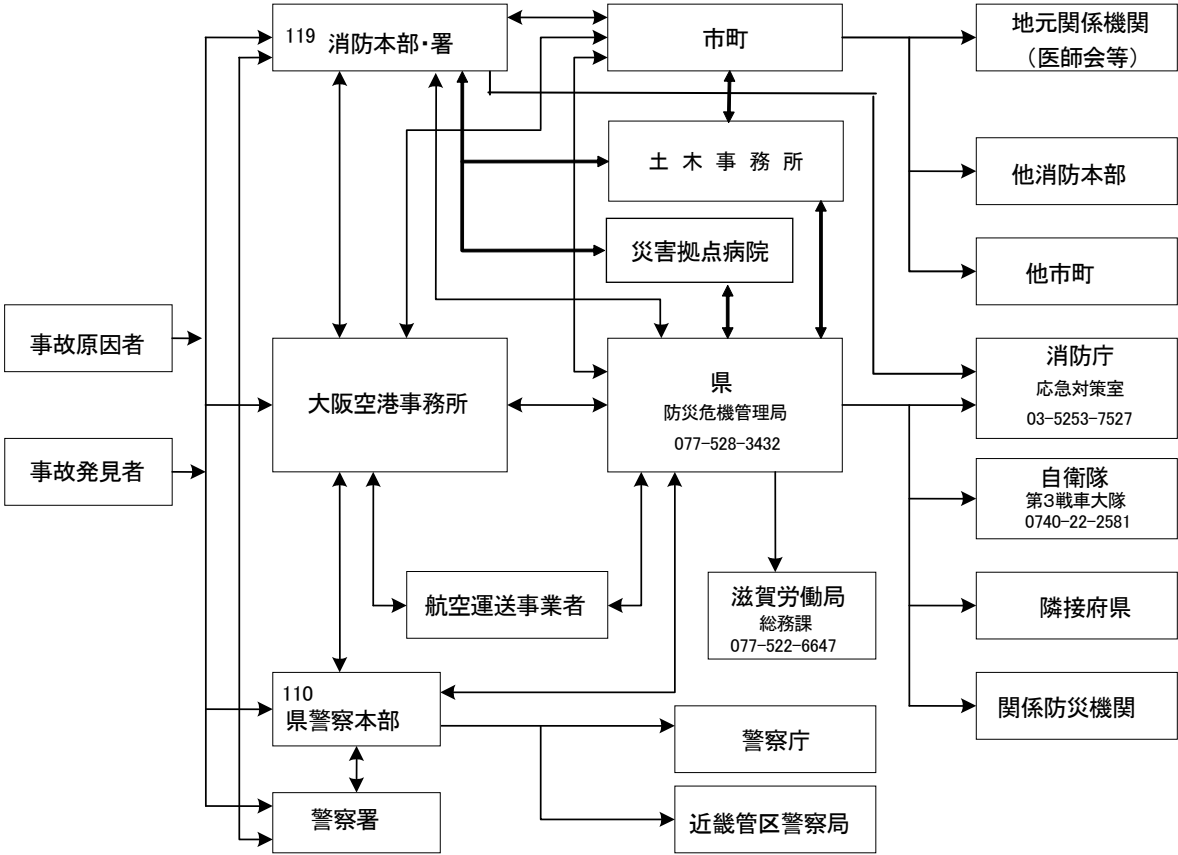
また、ヘリコプター等からの画像伝送の活用などにより、早期の情報収集に努める。

（5）市町および消防機関

市町は、事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に報告する。

なお、航空機火災または死者および負傷者の合計が15人以上発生する救急・救助事故が発生した場合、消防機関は火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日消防災第267号）により、第一報を県および消防庁に対して、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で、報告するものとする。

■航空機災害発生時の情報連絡系統図



土木事務所

名称	連絡窓口	電話番号
南部土木事務所	経理用地課	077-567-5433
甲賀土木事務所	経理用地課	0748-63-6153
東近江土木事務所	経理用地課	0748-22-7733
湖東土木事務所	経理用地課	0749-27-2241
長浜土木事務所	経理用地課	0749-65-6636
高島土木事務所	経理用地課	0740-22-6043

第2 活動体制の確立

（1）県の活動体制

県は、本計画第1章第5節に定める航空機災害が発生し、または発生するおそれがある場合は、直ちに事故対策本部を設置するとともに、情報収集、医療救護等の緊急かつ優先的に

対応しなければならない応急対策を実施するため、「総務班」、「情報班」、「医療・救助班」、「広報班」からなる緊急初動体制をとる。

緊急初動体制の任務は次のとおりとする。

〔緊急初動体制各班の任務分担〕

班	任 務 分 担		担当部局
総務班	総務	・緊急初動体制班職員の管理および交代要員の確保 ・県幹部（知事、副知事等）との連絡調整 ・本部員、連絡員会議の開催 ・会議資料、議事録作成	総務部 知事公室 (議会事務局等)
	調整	・本部各班との連絡調整 ・関係事業者との連絡調整 ・消防庁、市町、自衛隊、他府県への応援要請と受入れ ・応援部隊の受入れに係る全体調整	
情報班	情報収集	・被害情報の収集 ・映像情報の収集 ・活動情報の収集 ・応援要請の接受	知事公室 農政水産部 土木交通部 企業庁
	情報整理	・被害情報等の収集、整理 ・応援要請項目の整理	
	情報伝達	・被害情報等の伝達（国、初動各班、市町、防災関係機関） ・庁内放送による連絡調整	
医療・救助班	調整	・日本赤十字社滋賀県支部、滋賀県医師会、滋賀県病院協会等医療関係機関との連絡調整、応援要請 ・医療施設との連携 ・警察本部との連携 ・消防本部との連携	健康医療福祉部 会計管理局 教育委員会事務局
	医療対策	・救出用資機材、医薬品の調達 ・搬送手段、ルート確保 ・負傷者搬送先の確保	
広報班	調整	・各班からの情報収集 ・関係事業者との連絡調整（広報時期、内容等） ・警察本部との連絡調整（広報時期、内容等） ・市町の広報内容の把握および連絡調整 ・防災関係機関の広報内容の把握および連絡調整	知事公室 総合企画部 琵琶湖環境部 商工観光労働部
	広報	・プレスルームの設置 ・報道官の選任 ・報道機関等への情報提供 ・報道機関等への要請 ・広報用資料の作成 ・県民からの問い合わせへの対応	

（注）議会事務局、各行政委員会事務局は総務班の応援を行う。

（２）市町の活動体制

市町は、本計画第1章第5節に定める航空機災害が発生し、または発生するおそれがある場合は、直ちに事故対策本部等を設置し、県、関係機関等と連携して災害応急対策を円滑に行う体制をとる。

（３）航空運航事業者の活動体制

航空運航事業者は、発災後、速やかに災害の拡大の防止のための必要な措置を講じる。

また、航空運航事業者は、発災後、速やかに職員の非常参集、情報収集、連絡体制を確立し、対策本部の設置等必要な体制をとる。

第3 救助・救急活動

（１）救助活動

県、市町、消防機関、警察、関係事業者は、相互に連携して迅速かつ的確に救助活動を行う。

① 市町および消防機関

市町および消防機関は、速やかに救助を要する者の把握に努めるとともに、他の防災関係機関との密接な連携のもと救助を行う。

また、自らの救助活動のみでは対処できないと認める場合には、県や県内の他の消防機関に応援要請を行う。

② 警察

警察は、他の防災関係機関と連携して、負傷者の救助活動を実施する。

また、救助活動のため必要があると認めるときは交通規制を行う。

③ 県

県は、市町から応援要請を求められた場合、または自ら必要と認める場合は、次の措置を講じる。

ア 防災ヘリコプターの出動

イ 消防組織法第44条に基づく緊急消防援助隊の派遣要請

ウ 「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援の実施

エ 相互応援協定に基づく近隣府県への応援要請

オ 自衛隊法第83条に基づく自衛隊に対する災害派遣要請

カ 消防組織法第43条に基づく市町長または消防長に対する指示

④ 関係事業者

関係事業者は、事故災害発生直後における負傷者の救助活動を行うよう努めるとともに、救助活動を実施する防災関係機関に可能な限り協力する。

（２）救急活動

県、市町、消防機関、警察、関係事業者は、相互に連携して迅速かつ的確に救急活動を行う。

① 市町および消防機関

市町および消防機関は、迅速かつ効率的に負傷者を医療機関（救護所を含む）へ搬送するとともに、自らの救急活動のみでは対処できないと認める場合には、県内の他の消防機関に応援を求めるほか、県に対し、救護班の派遣、防災ヘリコプター、緊急消防援助隊の派遣、広域航空消防応援等を要請する。

なお、負傷者の搬送に当たってはトリアージ（傷病者の重症度による分類）を行い、緊急治療が必要な重篤・重症患者は管内の災害拠点病院へ、入院を要する中等症患者は管内の救急告示病院に搬送する。

この場合、管内の災害拠点病院での受入が困難な場合は、重篤・重症患者は他の災害拠点病院、中等症患者は他の救急告示病院に搬送する。

② 警察

警察は、救急活動のため必要があると認めるときは交通規制を行う。

③ 県

県は、市町から応援要請を求められた場合、または自ら必要と認める場合は、次の措置を講じる。

ア 防災ヘリコプターの出動

イ 消防組織法第44条に基づく緊急消防援助隊の派遣要請

ウ 「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援の実施

エ 相互応援協定に基づく近隣府県への応援要請

オ 自衛隊法第83条に基づく自衛隊に対する災害派遣要請

カ 消防組織法第43条に基づく市町長または消防長に対する指示

キ 「災害時の医療救護活動に関する協定書」に基づく災害派遣医療チーム（DMAT）および医療救護班の派遣要請

④ 関係事業者

関係事業者は、事故災害発生直後における負傷者の救助活動を行うよう努めるとともに、救助活動を実施する防災関係機関に可能な限り協力する。

第4 消火活動

迅速かつ的確な消火活動を行うため、県、市町、消防機関、警察、関係事業者は、相互に連携する。

① 消防機関

消防機関は、速やかに火災の状況および被害状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。また、自らの消火活動のみでは対処できないと認める場合には、県内の他の消防機関に応援を求めるほか、県に対し、防災ヘリコプター、緊急消防援助隊の派遣、広域航空消防応援等を要請する。

② 警察

警察は、消火活動のため必要があると認めるときは交通規制を行う。

③ 県

県は、市町から応援要請を求められた場合、または自ら必要と認める場合は、次の措置を講じる。

ア 防災ヘリコプターの出動

イ 消防組織法第44条に基づく緊急消防援助隊の派遣要請

ウ 「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援の実施

エ 相互応援協定に基づく近隣府県への応援要請

オ 自衛隊法第83条に基づく自衛隊に対する災害派遣要請

カ 消防組織法第43条に基づく市町長または消防長に対する指示

④ 関係事業者

関係事業者は、事故災害発生直後における初期消火活動を行うよう努めるとともに、消火活動を実施する防災関係機関に可能な限り協力する。

第5 医療救護活動

医療機関外の現場で医療が必要である場合、県、市町、病院および有床診療所（以下、「病院等」という。）、医療関係団体が行う初動時の対応について、フェーズ（局面）の概念を用い、それぞれの局面に応じて以下の医療救護活動を行う。

（1）医療救護活動

ア 第1フェーズ（発生から3時間程度）

① 災害拠点病院

災害拠点病院は、県からの要請または消防からの情報（県と連絡がとれないとき）に

基づき災害派遣医療チーム（DMAT）を事故現場に派遣する。

② 県

県は、消防機関、警察からの情報に基づき、災害拠点病院に災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣要請を行う。

また、災害派遣医療チーム（DMAT）からの報告により、必要と認められる場合は他の災害拠点病院に災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣を要請する。

イ 第2フェーズ（3日以内）

① 災害派遣医療チーム（DMAT）

災害派遣医療チーム（DMAT）は、防災関係機関と連携しながら、現場の医療情報を収集するとともに、負傷者のトリアージおよび応急処置、搬送等を行う。また、現地医療救護所等において、負傷者のトリアージおよび応急処置を行う。

② 市町

市町は、必要に応じて事故現場等に救護所を設置するとともに、救護所の運営に当たっては、地区医師会、医療機関に協力を要請する。

③ 県

県は、救護所の設置・運営について市町から要請があった場合または自ら必要と認めた場合は、県医師会等に対し、地区医師会、医療機関の協力が得られるよう要請する。

ウ 第3フェーズ（4日～2週間）

県は、市町からの要請があったとき、または自ら必要と認めた場合は、医療救護班、こころのケアチームの派遣を要請する。

エ 第4フェーズ（2週間～2か月程度）

市町、県は防疫および保健衛生活動を行う。

なお、フェーズはあくまで目安であり、事故の規模および人的被害の程度により各フェーズへの移行およびそれぞれに応じた活動を行う。

（2）医療救護班の編成、派遣

① 県

県は、市町から医療救護に関する協力要請があったとき、または医療救護を必要と認めた時は、各医療関係団体、他都道府県等に必要な医療救護班等の派遣を要請する。

② 県立病院

滋賀県立総合病院および精神医療センターは、県の指示があったとき、または災害の状況により病院長が必要と認めるときは、医療救護班を出動させ救護活動を行う。出動の指示を受けた医療救護班は、直ちに医療セットおよび資材を整えて現地に急行し、救護活動

を行う。

〔県立病院の医療救護体制〕

病院名	電話番号
滋賀県立総合病院	077-582-5031
精神医療センター	077-567-5001

③ 日本赤十字社

日本赤十字社滋賀県支部は、知事との「災害救助法による災害救助等に関する委託契約書」の契約、または自らの判断に基づき速やかに救護班を出動させ、救護活動を行う。出動の指示を受けた救護班は、直ちに医療セットおよび資材を整えて現地に急行し、現地で救護所を開設して救護活動を行う。また、必要に応じて他府県や本社の応援を受けて救護活動の万全を期する。

〔日本赤十字社の医療救護体制〕

病院名	電話番号
大津赤十字病院	077-522-4131
大津赤十字志賀病院	077-594-8777
長浜赤十字病院	0749-63-2111

④ 独立行政法人国立病院機構

独立行政法人国立病院機構は、県の要請により、または自ら必要と認めたときは医療救護班の派遣等による医療救護を行う。

〔独立行政法人国立病院機構の医療救護体制〕

要請先	病院名	電話番号
独立行政法人国立病院機構	東近江総合医療センター	0748-22-3030
近畿ブロック事務所 06-4790-8388	紫香楽病院	0748-83-0101

⑤ 滋賀医科大学

滋賀医科大学は、県の要請により、文部科学省の了解の下、医療救護班の派遣による医療救護を行う。

〔滋賀医科大学の医療救護体制〕

病院名	電話番号
医学部附属病院	077-548-2111

第6 住民等の避難

（１）避難の指示と避難誘導

事故災害発生時には、市町、警察は、人命の安全を最優先とし、必要に応じて地域住民等に対し、指示を行う。また、市町、警察は、避難場所および避難経路や災害現場の所在、その他避難に関する情報提供を行い、住民等の避難誘導を行う。その際には、高齢者や障害者、外国人等の要配慮者（社会福祉施設を含む）に対し、災害情報が迅速かつ適切な手段により滞りなく伝達されるよう、民生委員児童委員や自主防災組織等の協力を得ながら、優先的に誘導を行う。

（２）避難所の設置と運営

① 市町

市町は、必要に応じて避難所を開設するとともに、設置場所等を速やかに住民等に周知徹底を図る。また、一般の避難所生活が困難である要配慮者のために特別の配慮がなされた福祉避難所の対応については、国の「福祉避難所設置・運営に関するガイドライン」および「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を参考に指定を進め、必要数の確保に努める。なお、市町は、あらかじめ避難所に指定された施設の管理者との間で協議を行い、施設の管理方法について取り決めを行う。

市町は避難所を設置した場合には、速やかに県に連絡するとともに、避難所の運営および連絡調整に当たる担当職員を避難所に派遣し、避難所における被災者のニーズの把握・調整を行う。

各避難所運営管理者は、避難所の運営における女性の参画を推進する。特に、プライバシーを十分に確保できる間仕切りの工夫や、他者の視線が気にならない男女別の更衣室や物干し場、入浴設備、清潔で誰でも安心して使えるトイレ、授乳室の設備、生理用品・女性用下着の配布方法の工夫、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

また、男女のニーズの違いなど男女双方の視点に加え、性的指向・ジェンダーアイデンティティに関しても配慮するよう努める。

指定避難所等における女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性や子ども等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

② 県

県は、市町に設置される避難所の開設状況および運営状況、その他被災者のニーズ等について把握する。また、必要に応じて状況の把握を行うため、職員を現地に派遣する。

第7 災害広報の実施

県、市町および関係機関は、事故災害の発生場所、被害状況等について広く県民への広報を図るため、連携して迅速な広報活動を実施する。

（１）広報事項

県民への広報は、概ね次のような項目について行うものとする。

- ア 事故の発生日時および場所
- イ 被害の状況
- ウ 被害者の安否情報
- エ 応急対策の実施状況
- オ 交通規制の状況
- カ 治安の状況
- キ 県民に対する協力および注意事項
- ク その他必要と認められる事項

（２）広報手段

- ア 新聞、ラジオ、テレビ等の報道機関に対する発表
- イ 広報車による巡回広報
- ウ 有線放送による広報
- エ インターネットの利用
- オ その他状況に応じた広報手段

第4章 鉄道災害対策計画

《本県の現状》

県内の鉄道は、JR 東海道新幹線、東海道本線（琵琶湖線）、北陸本線、草津線、湖西線と近江鉄道、京阪電鉄大津線（京津線、石山坂本線）、信楽高原鐵道などがある。

平成 27 年度の JR の 1 日平均旅客乗車数は、313,230 人で、琵琶湖線沿線の各駅での乗車数が多く、なかでも大津駅、石山駅、瀬田駅、南草津駅、草津駅、守山駅および近江八幡駅では 1 万 5 千人を超えているが、北陸本線や、湖西線の志賀駅以北では、1,000 人未満の駅が多くある。

（資料：交通戦略課）

第1節 災害予防対策

第1 情報の収集・連絡体制の整備

県、市町、関係事業者等の防災関係機関は、鉄道災害が発生した場合に、人命救助や被害の拡大防止等を図るため、迅速かつ円滑な応急対策が行えるよう緊急時の情報収集、連絡体制を整備する。

第2 鉄道事業者の措置

（1）鉄道の安全な運行の確保

ア 異常時における列車防護その他の手段による関係列車の停止手配の確実な実施および防護無線その他の列車防護用具の整備に努めるとともに、保安設備の点検等の運行管理体制の充実に努める。

イ 乗務員および保安要員に対する教育訓練体制と教育内容について、教育成果の向上を図る。

ウ 土砂災害等からの鉄軌道の保全を図るため、トンネル、雪覆、落石覆その他の線路防護施設の点検を行うよう努める。

（2）鉄道車両の安全性の確保

新技術を取り入れた検査機器の導入を進めることにより、検査精度の向上を図る。

また、鉄軌道車両の故障データおよび検査データを科学的に分析し、その結果を車両の保守管理内容に反映させるよう努める。

（３）防災訓練の実施

関係省庁、地方公共団体、関係公共機関と協力して、鉄道事故の発生を想定した防災訓練を実施する。

（４）防災知識の普及

踏切道における自動車との衝突、置石等による列車脱線等の外部要因による事故を防止するため、全国交通安全運動等の機会を捉えて、ポスターの掲示、チラシ類の配布等を行うよう努める。

（５）鉄道交通環境の整備

ア 軌道や路盤等の施設の保守を適切に実施するとともに、線路防護施設の整備の促進に努める。

イ 列車集中制御装置（CTC）の整備、自動列車停止装置（ATS）の高機能化等の運転保安設備の整備・充実に努める。

ウ 踏切道の立体交差化、構造の改良、踏切保安設備の整備、統廃合の促進等踏切道の改良に努める。

（６）再発防止対策の推進

過去の事故原因究明のための総合的な調査研究を行い、その結果を踏まえ、再発防止対策を実施する。

第２節 災害応急対策

第１ 発災直後の情報の収集・連絡

（１）事故原因者等

事故原因者または事故発見者は、鉄道事故が発生した場合、速やかに最寄りの消防機関、警察等防災関係機関にその旨を通報する。

（２）鉄道事業者

鉄道事業者は、鉄道事故が発生した場合、速やかに国土交通省（近畿運輸局）等防災関係機関に連絡する。

（３）県

県は、市町、警察、鉄道事業者等から情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁へ連絡する。

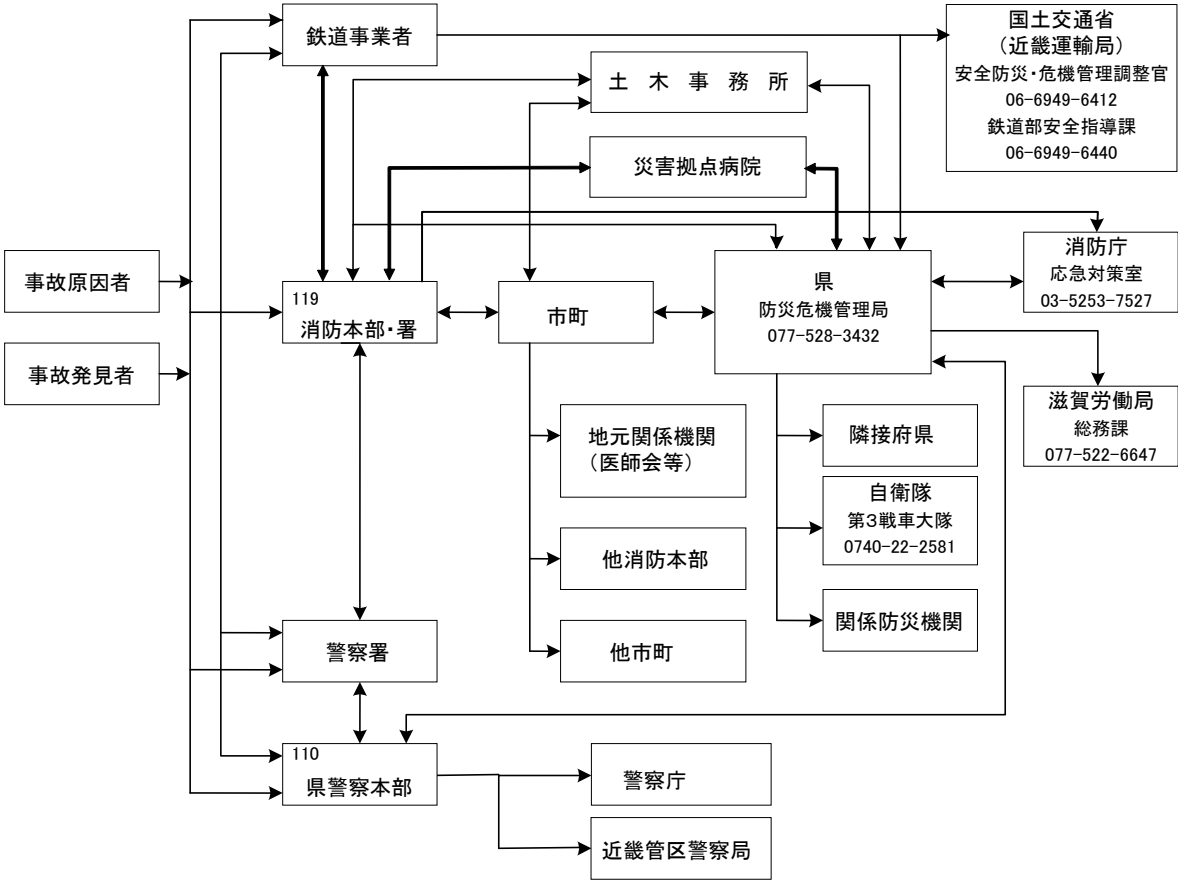
また、ヘリコプター等からの画像伝送の活用などにより、早期の情報収集に努める。

（４）市町および消防機関

市町は、事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に報告する。

なお、列車火災または死者および負傷者の合計が15人以上発生する救急・救助事故が発生した場合、消防機関は火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日消防災第267号）により、第一報を県および消防庁に対して、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で、報告するものとする。

■鉄道事故発生時の情報連絡系統図



鉄道事業者

機関名	連絡窓口	所在地	電話番号
西日本旅客鉄道(株)近畿統括本部	京滋支社地域共生室	京滋支社地域共生室 京都市南区西九条北ノ内町5番地5	075-682-8004
東海旅客鉄道(株)東海鉄道事業本部	管理部総務課	名古屋市中村区名駅1-3-4	052-564-2396
東海旅客鉄道(株)新幹線鉄道事業本部	管理部総務課	東京都千代田区丸の内1-9-1	03-3286-5152
東海旅客鉄道(株)関西支社	管理部総務課	大阪市淀川区宮原1-1-1	06-7668-0613
京阪電気鉄道(株)	経営統括室総務担当	大阪市中央区大手前一丁目7-31号	06-6944-2521
京阪電気鉄道(株)大津営業部	大津営業部営業課	大津市錦織2丁目7-16	077-522-4521
近江鉄道(株)	管理部総務課	彦根市駅東町15番1	0749-22-

			3301
信楽高原鐵道(株)	信楽駅	甲賀市信楽町長野 1 9 2	0748-82-3391
甲賀市	公共交通推進課	甲賀市水口町水口 6 0 5 3	0748-65-0672

土木事務所

名称	連絡窓口	電話番号
南部土木事務所	経理用地課	077-567-5433
甲賀土木事務所	経理用地課	0748-63-6153
東近江土木事務所	経理用地課	0748-22-7733
湖東土木事務所	経理用地課	0749-27-2241
長浜土木事務所	経理用地課	0749-65-6636
高島土木事務所	経理用地課	0740-22-6043

第2 活動体制の確立

（1）県の活動体制

県は、本計画第1章第5節に定める鉄道災害が発生し、または発生するおそれがある場合は、直ちに事故対策本部を設置するとともに、情報収集、医療救護等の緊急かつ優先的に対応しなければならない応急対策を実施するため、「総務班」、「情報班」、「医療・救助班」、「広報班」からなる緊急初動体制をとる。

緊急初動体制の任務は次のとおりとする。

[緊急初動体制各班の任務分担]

班	任 務 分 担		担当部局
総務班	総務	- 緊急初動体制班職員の管理および交代要員の確保 - 県幹部（知事、副知事等）との連絡調整 - 本部員、連絡員会議の開催 - 会議資料、議事録作成	総務部 知事公室 (議会事務局等)
	調整	- 本部各班との連絡調整 - 関係事業者との連絡調整 - 消防庁、市町、自衛隊、他府県への応援要請と受入れ - 応援部隊の受入れに係る全体調整	
情報班	情報収集	- 被害情報の収集 - 映像情報の収集 - 活動情報の収集 - 応援要請の接受	知事公室 農政水産部 土木交通部 企業庁
	情報整理	- 被害情報等の収集、整理 - 応援要請項目の整理	
	情報伝達	- 被害情報等の伝達（国、初動各班、市町、防災関係機関） - 庁内放送による連絡調整	

班	任 務 分 担		担当部局
医療・救助班	調整	・日本赤十字社滋賀県支部、滋賀県医師会、滋賀県病院協会等医療関係機関との連絡調整、応援要請 ・医療施設との連携 ・警察本部との連携 ・消防本部との連携	健康医療福祉部 会計管理局 教育委員会事務局
	医療対策	・救出用資機材、医薬品の調達 ・搬送手段、ルート確保 ・負傷者搬送先の確保	
広報班	調整	・各班からの情報収集 ・関係事業者との連絡調整（広報時期、内容等） ・警察本部との連絡調整（広報時期、内容等） ・市町の広報内容の把握および連絡調整 ・防災関係機関の広報内容の把握および連絡調整	知事公室 総合企画部 琵琶湖環境部 商工観光労働部
	広報	・プレスルームの設置 ・報道官の選任 ・報道機関等への情報提供 ・報道機関等への要請 ・広報用資料の作成 ・県民からの問い合わせへの対応	

（注）議会事務局、各行政委員会事務局は総務班の応援を行う。

（２）市町の活動体制

市町は、本計画第1章第5節に定める鉄道災害が発生し、または発生するおそれがある場合は、直ちに事故対策本部等を設置し、県、関係機関等と連携して災害応急対策を円滑に行う体制をとる。

（３）鉄道事業者の活動体制

鉄道事業者は、発災後、速やかに災害の拡大の防止のための必要な措置を講じる。

また、鉄道事業者は、発災後、速やかに職員の非常参集、情報収集、連絡体制を確立し、対策本部の設置等必要な体制をとる。

第3 救助・救急活動

（１）救助活動

県、市町、消防機関、警察、鉄道事業者は、相互に連携して迅速かつ的確に救助活動を行う。

① 市町および消防機関

市町および消防機関は、速やかに救助を要する者の把握に努めるとともに、他の防災関係機関との密接な連携のもと救助を行う。

また、自らの救助活動のみでは対処できないと認める場合には、県や県内の他の消防機関に応援要請を行う。

② 警察

警察は、他の防災関係機関と連携して、負傷者の救助活動を実施する。

また、救助活動のため必要があると認めるときは交通規制を行う。

③ 県

県は、市町から応援要請を求められた場合、または自ら必要と認める場合は、次の措置を講じる。

ア 防災ヘリコプターの出動

イ 消防組織法第44条に基づく緊急消防援助隊の派遣要請

ウ 「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援の実施

エ 相互応援協定に基づく近隣府県への応援要請

オ 自衛隊法第83条に基づく自衛隊に対する災害派遣要請

カ 消防組織法第43条に基づく市町長または消防長に対する指示

④ 鉄道事業者

鉄道事業者は、事故災害発生直後における負傷者の救助活動を行うよう努めるとともに、救助活動を実施する防災関係機関に可能な限り協力する。

（２）救急活動

県、市町、消防機関、警察、鉄道事業者は、相互に連携して迅速かつ的確に救急活動を行う。

① 市町および消防機関

市町および消防機関は、迅速かつ効率的に負傷者を医療機関（救護所を含む）へ搬送するとともに、自らの救急活動のみでは対処できないと認める場合には、県内の他の消防機関に応援を求めるほか、県に対し、救護班の派遣、防災ヘリコプター、緊急消防援助隊の派遣、広域航空消防応援等を要請する。

なお、負傷者の搬送に当たってはトリアージ（傷病者の重症度による分類）を行い、緊急治療が必要な重篤・重症患者は管内の災害拠点病院へ、入院を要する中等症患者は管内の救急告示病院に搬送する。

この場合、管内の災害拠点病院での受入が困難な場合は、重篤・重症患者は他の災害拠点病院、中等症患者は他の救急告示病院に搬送する。

② 警察

警察は、救急活動のため必要があると認めるときは交通規制を行う。

③ 県

県は、市町から応援要請を求められた場合、または自ら必要と認める場合は、次の措置を講じる。

ア 防災ヘリコプターの出動

イ 消防組織法第44条に基づく緊急消防援助隊の派遣要請

ウ 「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援の実施

エ 相互応援協定に基づく近隣府県への応援要請

オ 自衛隊法第83条に基づく自衛隊に対する災害派遣要請

カ 消防組織法第43条に基づく市町長または消防長に対する指示

キ 「災害時の医療救護活動に関する協定書」に基づく災害派遣医療チーム（DMAT）および医療救護班の派遣要請

④ 鉄道事業者

鉄道事業者は、事故災害発生直後における負傷者の救急活動を行うよう努めるとともに、救急活動を実施する防災関係機関に可能な限り協力する。

第4 消火活動

迅速かつ的確な消火活動を行うため、県、市町、消防機関、警察、鉄道事業者は、相互に連携する。

① 消防機関

消防機関は、速やかに火災の状況および被害状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。また、自らの消火活動のみでは対処できないと認める場合には、県内の他の消防機関に応援を求めるほか、県に対し、防災ヘリコプター、緊急消防援助隊の派遣、広域航空消防応援等を要請する。

② 警察

警察は、消火活動のため必要があると認めるときは交通規制を行う。

③ 県

県は、市町から応援要請を求められた場合、または自ら必要と認める場合は、次の措置を講じる。

ア 防災ヘリコプターの出動

イ 消防組織法第44条に基づく緊急消防援助隊の派遣要請

- ウ 「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援の実施
- エ 相互応援協定に基づく近隣府県への応援要請
- オ 自衛隊法第83条に基づく自衛隊に対する災害派遣要請
- カ 消防組織法第43条に基づく市町長または消防長に対する指示

④ 鉄道事業者

鉄道事業者は、事故災害発生直後における初期消火活動を行うよう努めるとともに、消火活動を実施する防災関係機関に可能な限り協力する。

第5 医療救護活動

医療機関外の現場で医療が必要である場合、県、市町、病院および有床診療所（以下、「病院等」という。）、医療関係団体が行う初動時の対応について、フェーズ（局面）の概念を用い、それぞれの局面に応じて以下の医療救護活動を行う。

（1）医療救護活動

ア 第1フェーズ（発生から3時間程度）

① 災害拠点病院

災害拠点病院は、県からの要請または消防からの情報（県と連絡がとれないとき）に基づき災害派遣医療チーム（DMAT）を事故現場に派遣する。

② 県

県は、消防機関、警察からの情報に基づき、災害拠点病院に災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣要請を行う。

また、災害派遣医療チーム（DMAT）からの報告により、必要と認められる場合は他の災害拠点病院に災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣を要請する。

イ 第2フェーズ（3日以内）

① 災害派遣医療チーム（DMAT）

災害派遣医療チーム（DMAT）は、防災関係機関と連携しながら、現場の医療情報を収集するとともに、負傷者のトリアージおよび応急処置、搬送等を行う。また、現地医療救護所等において、負傷者のトリアージおよび応急処置を行う。

② 市町

市町は、必要に応じて事故現場等に救護所を設置するとともに、救護所の運営に当たっては、地区医師会、医療機関に協力を要請する。

③ 県

県は、救護所の設置・運営について市町から要請があった場合または自ら必要と認めた場合は、県医師会等に対し、地区医師会、医療機関の協力が得られるよう要請する。

ウ 第3フェーズ（4日～2週間）

県は、市町からの要請があったとき、または自ら必要と認めた場合は、医療救護班、こころのケアチームの派遣を要請する。

エ 第4フェーズ（2週間～2か月程度）

市町、県は防疫および保健衛生活動を行う。

なお、フェーズはあくまで目安であり、事故の規模および人的被害の程度により各フェーズへの移行およびそれぞれに応じた活動を行う。

（2）医療救護班の編成、派遣

① 県

県は、市町から医療救護に関する協力要請があったとき、または医療救護を必要と認めた時は、各医療関係団体、他都道府県等に必要な医療救護班等の派遣を要請する。

② 県立病院

滋賀県立総合病院および精神医療センターは、県の指示があったとき、または災害の状況により病院長が必要と認めるときは、医療救護班を出動させ救護活動を行う。出動の指示を受けた医療救護班は、直ちに医療セットおよび資材を整えて現地に急行し、救護活動を行う。

[県立病院の医療救護体制]

病院名	電話番号
滋賀県立総合病院	077-582-5031
精神医療センター	077-567-5001

③ 日本赤十字社

日本赤十字社滋賀県支部は、知事との「災害救助法による災害救助等に関する委託契約書」の契約、または自らの判断に基づき速やかに救護班を出動させ、救護活動を行う。出動の指示を受けた救護班は、直ちに医療セットおよび資材を整えて現地に急行し、現地で救護所を開設して救護活動を行う。また、必要に応じて他府県や本社の応援を受けて救護活動の万全を期する。

【日本赤十字社の医療救護体制】

病院名	電話番号
大津赤十字病院	077-522-4131
大津赤十字志賀病院	077-594-8777
長浜赤十字病院	0749-63-2111

④ 独立行政法人国立病院機構

独立行政法人国立病院機構は、県の要請により、または自ら必要と認めたときは医療救護班の派遣等による医療救護を行う。

【独立行政法人国立病院機構の医療救護体制】

要請先	病院名	電話番号
独立行政法人国立病院機構	東近江総合医療センター	0748-22-3030
近畿ブロック事務所 06-4790-8388	紫香楽病院	0748-83-0101

⑤ 滋賀医科大学

滋賀医科大学は、県の要請により、文部科学省の了解の下、医療救護班の派遣による医療救護を行う。

【滋賀医科大学の医療救護体制】

病院名	電話番号
医学部附属病院	077-548-2111

第6 住民等の避難

（１）避難の指示と避難誘導

事故災害発生時には、市町、警察は、人命の安全を最優先とし、必要に応じて地域住民等に対し、指示を行う。また、市町、警察は、避難場所および避難経路や災害現場の所在、その他避難に関する情報提供を行い、住民等の避難誘導を行う。その際には、高齢者や障害者、外国人等要配慮者（社会福祉施設を含む）に対し、災害情報が迅速かつ適切な手段により滞りなく伝達されるよう、民生委員児童委員や自主防災組織等の協力を得ながら、優先的に誘導を行う。

（２）避難所の設置と運営

① 市町

市町は、必要に応じて避難所を開設するとともに、設置場所等を速やかに住民等に周知徹底を図る。また、一般の避難所生活が困難である要配慮者のために特別の配慮がなされ

た福祉避難所の対応については、国の「福祉避難所設置・運営に関するガイドライン」および「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を参考に指定を進め、必要数の確保に努める。なお、市町は、あらかじめ避難所に指定された施設の管理者との間で協議を行い、施設の管理方法について取り決めるを行う。

市町は避難所を設置した場合には、速やかに県に連絡するとともに、避難所の運営および連絡調整に当たる担当職員を避難所に派遣し、避難所における被災者のニーズの把握・調整を行う。

各避難所運営管理者は、避難所の運営における女性の参画を推進する。特に、プライバシーを十分に確保できる間仕切りの工夫や、他者の視線が気にならない男女別の更衣室や物干し場、入浴設備、清潔で誰でも安心して使えるトイレ、授乳室の設備、生理用品・女性用下着の配布方法の工夫、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

また、男女のニーズの違いなど男女双方の視点に加え、性的指向・ジェンダーアイデンティティに関しても配慮するよう努める。

指定避難所等における女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性や子ども等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

② 県

県は、市町に設置される避難所の開設状況および運営状況、その他被災者のニーズ等について把握する。また、必要に応じて状況の把握を行うため、職員を現地に派遣する。

第7 災害広報の実施

県、市町および関係機関は、事故災害の発生場所、被害状況等について広く県民への広報を図るため、連携して迅速な広報活動を実施する。

（1）広報事項

県民への広報は、概ね次のような項目について行うものとする。

- ア 事故の発生日時および場所
- イ 被害の状況
- ウ 被害者の安否情報
- エ 応急対策の実施状況
- オ 交通規制の状況
- カ 治安の状況
- キ 県民に対する協力および注意事項
- ク その他必要と認められる事項

（2）広報手段

- ア 新聞、ラジオ、テレビ等の報道機関に対する発表
- イ 広報車による巡回広報
- ウ 有線放送による広報
- エ インターネットの利用
- オ その他状況に応じた広報手段

第5章 道路災害対策計画

《本県の現状》

県内の道路総延長は、令和4年3月31日現在で国道が636.2km、県道1,884.8km、国・県道が2,521km、市町村道10,024.7kmで、その合計は12,545.7kmであり、このほかに名神、新名神、北陸の3本の高速自動車道がある。

また、自動車保有台数（軽自動車、二輪車含む）は、平成30年3月末現在1,015,857台となり、前年から増加となった。

なお、県内では11のバス会社が乗合バスを運行している。

（資料：道路保全課、統計課、（一社）滋賀県バス協会）

第1節 災害予防対策

第1 情報の収集・連絡体制の整備

県、市町、関係事業者等の防災関係機関は、道路災害が発生した場合に、人命救助や被害の拡大防止等を図るため、迅速かつ円滑な応急対策が行えるよう緊急時の情報収集、連絡体制を整備する。

第2 道路管理者の措置

（1）道路施設等の整備および災害に対する安全性の確保等

ア 広域的な社会経済活動への影響を最小化するため、高規格幹線道路や一般国道等の災害に強い広域的な幹線道路ネットワーク整備を進め、大規模な道路災害の発生に対しても代替路となる経路を確保する。

イ 異常気象時等でも、地域が孤立することなく、日常生活機能を確保できるようにするため、地域の拠点（行政機関、交通・物流拠点、医療福祉施設等）間を結ぶ主要な道路や代替路がない道路等についての安全性、信頼性を高める。

ウ 道路施設等の点検を実施し、道路施設等の現況の把握に努め、点検結果に基づき必要な防災対策工事を行う。

エ 道路の通行が危険であると認められる場合における道路通行規制に関する基準等を定め、関係機関への連絡、通行規制の実施その他必要な措置を講ずる。

（２）防災に関する情報提供体制の整備

災害発生時において適切な判断および行動に資するため、災害に関する情報を住民等に伝達するための体制および施設、設備の整備を図るとともに、発災後の経過に応じて関係者等に提供すべき情報について整理しておく。

また、道路災害による被災の防止に資するため、道路施設に係る災害情報システムを整備し、道路情報の提供に努める。

（３）再発防止対策の実施

災害原因の調査を行う場合、必要に応じて学識経験者等からなる調査委員会を設置する等により、速やかに総合的な調査を行い、その結果を踏まえ再発防止対策を適切に実施する。

第3 防災知識の普及

県、市町等は、道路ふれあい月間、道路防災週間、防災週間、防災とボランティア週間等の各種行事を通じて、住民に対し災害の危険性を周知させ、防災知識の普及啓発に努める。

第4 防災訓練

道路災害に係る関係行政機関等は連携して、災害応急対策が迅速かつ円滑に実施されるよう、大規模災害を想定した訓練を実施する。

第2節 災害応急対策

第1 発災直後の情報の収集・連絡

（１）事故原因者等

事故原因者または事故発見者は、道路災害が発生した場合、速やかに最寄りの消防機関、警察等防災関係機関にその旨を通報する。

（２）道路管理者

道路管理者は、道路災害が発生した場合、速やかに国土交通省（近畿地方整備局）、県、市町、消防機関、警察に連絡する。

（３）県

県は、市町、警察等から情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁へ連絡する。

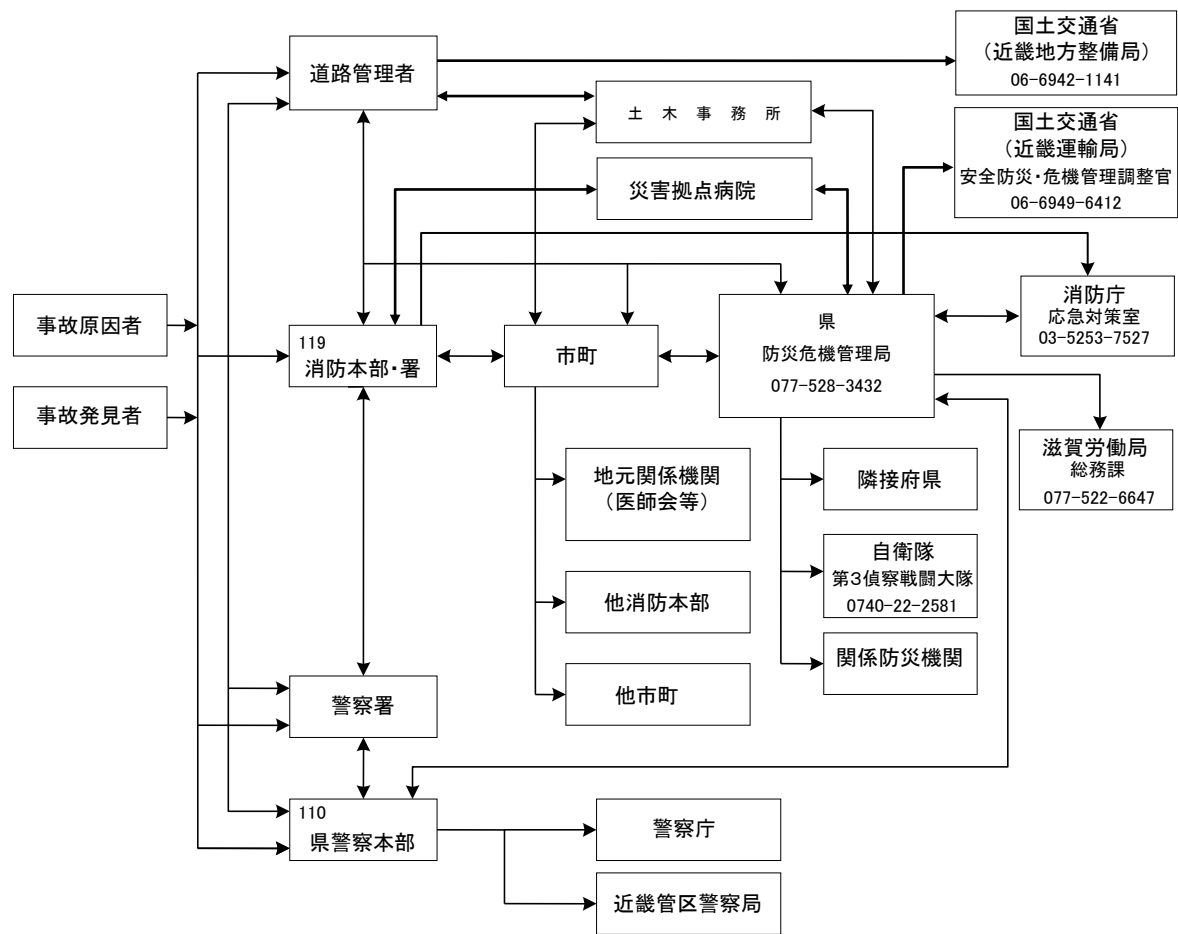
また、ヘリコプター等からの画像伝送の活用などにより、早期の情報収集に努める。

（４）市町および消防機関

市町は、事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に報告する。

なお、トンネル内車両火災または死者および負傷者の合計が15人以上発生する救急・救助事故が発生した場合、消防機関は火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日消防災第267号）により、第一報を県および消防庁に対して、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で、報告するものとする。

■道路災害発生時の情報連絡系統図



道路管理者

機関名	連絡窓口	所在地	電話番号
西日本高速道路(株) 関西支社 保全サービス事業部	保全サービス統括課	大阪府茨木市岩倉町 1-13	06-6344-8207
西日本高速道路(株) 関西支社 滋賀高速道路事務所	統括課	栗東市小野 758	077-552-2284
中日本高速道路(株) 名古屋支社	企画統括課	名古屋市中区錦 2-18-19	052-222-1181
中日本高速道路(株) 彦根保全サービスセンター	工務	彦根市原町 714-1	0749-22-1941
中日本高速道路(株) 金沢支社	企画統括課	金沢市神野町東 170	076-240-4930
滋賀県道路公社	代表	大津市松本一丁目-2-1	077-524-0141

土木事務所

名称	連絡窓口	電話番号
南部土木事務所	経理用地課	077-567-5433
甲賀土木事務所	経理用地課	0748-63-6153
東近江土木事務所	経理用地課	0748-22-7733
湖東土木事務所	経理用地課	0749-27-2241
長浜土木事務所	経理用地課	0749-65-6636
高島土木事務所	経理用地課	0740-22-6043

第2 活動体制の確立

（1）県の活動体制

県は、本計画第1章第5節に定める道路災害が発生し、または発生するおそれがある場合は、直ちに事故対策本部を設置するとともに、情報収集、医療救護等の緊急かつ優先的に対応しなければならない応急対策を実施するため、「総務班」、「情報班」、「医療・救助班」、「広報班」からなる緊急初動体制をとる。

緊急初動体制の任務は次のとおりとする。

[緊急初動体制各班の任務分担]

班	任 務 分 担		担当部局
総務班	総務	- 緊急初動体制班職員の管理および交代要員の確保 - 県幹部（知事、副知事等）との連絡調整 - 本部員、連絡員会議の開催 - 会議資料、議事録作成	総務部 知事公室 (議会事務局等)
	調整	- 本部各班との連絡調整 - 関係事業者との連絡調整 - 消防庁、市町、自衛隊、他府県への応援要請と受入れ - 応援部隊の受入れに係る全体調整	

班	任 務 分 担		担当部局
情報班	情報収集	- 被害情報の収集 - 映像情報の収集 - 活動情報の収集 - 応援要請の接受	知事公室 農政水産部 土木交通部 企業庁
	情報整理	- 被害情報等の収集、整理 - 応援要請項目の整理	
	情報伝達	- 被害情報等の伝達（国、初動各班、市町、防災関係機関） - 庁内放送による連絡調整	

医療・救助班	調整	・日本赤十字社滋賀県支部、滋賀県医師会、滋賀県病院協会等医療関係機関との連絡調整、応援要請 ・医療施設との連携 ・警察本部との連携 ・消防本部との連携	健康医療福祉部 会計管理局 教育委員会事務局
	医療対策	・救出用資機材、医薬品の調達 ・搬送手段、ルート確保 ・負傷者搬送先の確保	
広報班	調整	・各班からの情報収集 ・関係事業者との連絡調整（広報時期、内容等） ・警察本部との連絡調整（広報時期、内容等） ・市町の広報内容の把握および連絡調整 ・防災関係機関の広報内容の把握および連絡調整	知事公室 総合企画部 琵琶湖環境部 商工観光労働部
	広報	・プレスルームの設置 ・報道官の選任 ・報道機関等への情報提供 ・報道機関等への要請 ・広報用資料の作成 ・県民からの問い合わせへの対応	

（注）議会事務局、各行政委員会事務局は総務班の応援を行う。

（２）市町の活動体制

市町は、本計画第1章第5節に定める道路災害が発生し、または発生するおそれがある場合は、直ちに事故対策本部等を設置し、県、関係機関等と連携して災害応急対策を円滑に行う体制をとる。

第3 道路管理者等の措置

（１）災害発生直後の施設の緊急点検

災害発生後、道路施設の緊急点検実施の体制を速やかに整え、緊急点検を実施する。

（２）災害対策用資機材、復旧資機材等の確保

応急復旧を円滑に行うため、主要な災害復旧用資機材を迅速に調達し得るよう措置する。
また、必要に応じ、関係業界団体に対し、建設機械の調達、労働力の確保、資材調達について要請等を行う。

（３）災害発生時における応急復旧工事等の実施

道路施設が被災した場合において、被害の拡大の防止や道路交通の確保等を図るため必要に応じ、仮道、仮橋、仮処理施設等の応急工事の迅速かつ計画的な施工またはその指導を行う等、施設の被害状況に応じた適切な応急工事を早期に計画的に施工する。

また、車輛からの危険物の流出が認められたときには関係機関と協力し、直ちに防除活動、

避難誘導活動を行い、危険物による二次災害の防止に努めるものとする。

（４）緊急輸送のための交通の確保

１）道路交通規制等

県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。

２）道路啓開等

- ① 道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行うものとする。
- ② 国土交通大臣は、道路管理者である県および市町に対し、知事は、道路管理者である市町に対し、必要に応じて、ネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確保するために広域的な見地から指示を行うものとする。

第４ 救助・救急活動

（１）救助活動

県、市町、消防機関、警察等は、相互に連携して迅速かつ的確に救助活動を行う。

① 市町および消防機関

市町および消防機関は、速やかに救助を要する者の把握に努めるとともに、他の防災関係機関との密接な連携のもと救助を行う。

また、自らの救助活動のみでは対処できないと認める場合には、県や県内の他の消防機関に応援要請を行う。

② 警察

警察は、他の防災関係機関と連携して、負傷者の救助活動を実施する。

また、救助活動のため必要があると認めるときは交通規制を行う。

③ 県

県は、市町から応援要請を求められた場合、または自ら必要と認める場合は、次の措置を講じる。

ア 防災ヘリコプターの出動

イ 消防組織法第44条に基づく緊急消防援助隊の派遣要請

ウ 「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援の実施

エ 相互応援協定に基づく近隣府県への応援要請

オ 自衛隊法第83条に基づく自衛隊に対する災害派遣要請

カ 消防組織法第43条に基づく市町長または消防長に対する指示

キ 「災害時の応援に関する申し合わせ」に基づく近畿地方整備局への応援要請

（２）救急活動

県、市町、消防機関、警察等は、相互に連携して迅速かつ的確に救急活動を行う。

① 市町および消防機関

市町および消防機関は、迅速かつ効率的に負傷者を医療機関（救護所を含む）へ搬送するとともに、自らの救急活動のみでは対処できないと認める場合には、県内の他の消防機関に応援を求めるほか、県に対し、救護班の派遣、防災ヘリコプター、緊急消防援助隊の派遣、広域航空消防応援等を要請する。

なお、負傷者の搬送に当たってはトリアージ（傷病者の重症度による分類）を行い、緊急治療が必要な重篤・重症患者は管内の災害拠点病院へ、入院を要する中等症患者は管内の救急告示病院に搬送する。

この場合、管内の災害拠点病院での受入が困難な場合は、重篤・重症患者は他の災害拠点病院、中等症患者は他の救急告示病院に搬送する。

② 警察

警察は、救急活動のため必要があると認めるときは交通規制を行う。

③ 県

県は、市町から応援要請を求められた場合、または自ら必要と認める場合は、次の措置を講じる。

ア 防災ヘリコプターの出動

イ 消防組織法第44条に基づく緊急消防援助隊の派遣要請

ウ 「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援の実施

エ 相互応援協定に基づく近隣府県への応援要請

オ 自衛隊法第83条に基づく自衛隊に対する災害派遣要請

カ 消防組織法第43条に基づく市町長または消防長に対する指示

キ 「災害時の医療救護活動に関する協定書」に基づく災害派遣医療チーム（DMAT）および医療救護班の派遣要請

第5 消火活動

迅速かつ的確な消火活動を行うため、県、市町、消防機関、警察等は、相互に連携する。

① 消防機関

消防機関は、速やかに火災の状況および被害状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。また、自らの消火活動のみでは対処できないと認める場合には、県内の他の消防

機関に応援を求めるほか、県に対し、防災ヘリコプター、緊急消防援助隊の派遣、広域航空消防応援等を要請する。

② 警察

警察は、消火活動のため必要があると認めるときは交通規制を行う。

③ 県

県は、市町から応援要請を求められた場合、または自ら必要と認める場合は、次の措置を講じる。

ア 防災ヘリコプターの出動

イ 消防組織法第44条に基づく緊急消防援助隊の派遣要請

ウ 「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援の実施

エ 相互応援協定に基づく近隣府県への応援要請

オ 自衛隊法第83条に基づく自衛隊に対する災害派遣要請

カ 消防組織法第43条に基づく市町長または消防長に対する指示

第6 医療救護活動

医療機関外の現場で医療が必要である場合、県、市町、病院および有床診療所（以下、「病院等」という。）、医療関係団体が行う初動時の対応について、フェーズ（局面）の概念を用い、それぞれの局面に応じて以下の医療救護活動を行う。

（1）医療救護活動

ア 第1フェーズ（発生から3時間程度）

① 災害拠点病院

災害拠点病院は、県からの要請または消防からの情報（県と連絡がとれないとき）に基づき災害派遣医療チーム（DMAT）を事故現場に派遣する。

② 県

県は、消防機関、警察からの情報に基づき、災害拠点病院に災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣要請を行う。

また、災害派遣医療チーム（DMAT）からの報告により、必要と認められる場合は他の災害拠点病院に災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣を要請する。

イ 第2フェーズ（3日以内）

① 災害派遣医療チーム（DMAT）

災害派遣医療チーム（DMAT）は、防災関係機関と連携しながら、現場の医療情報を収集するとともに、負傷者のトリアージおよび応急処置、搬送等を行う。また、現地医療救護所等において、負傷者のトリアージおよび応急処置を行う。

② 市町

市町は、必要に応じて事故現場等に救護所を設置するとともに、救護所の運営に当たっては、地区医師会、医療機関に協力を要請する。

③ 県

県は、救護所の設置・運営について市町から要請があった場合または自ら必要と認めた場合は、県医師会等に対し、地区医師会、医療機関の協力が得られるよう要請する。

ウ 第3フェーズ（4日～2週間）

県は、市町からの要請があったとき、または自ら必要と認めた場合は、医療救護班、こころのケアチームの派遣を要請する。

エ 第4フェーズ（2週間～2か月程度）

市町、県は防疫および保健衛生活動を行う。

なお、フェーズはあくまで目安であり、事故の規模および人的被害の程度により各フェーズへの移行およびそれぞれに応じた活動を行う。

（2）医療救護班の編成、派遣

① 県

県は、市町から医療救護に関する協力要請があったとき、または医療救護を必要と認めた時は、各医療関係団体、他都道府県等に必要な医療救護班等の派遣を要請する。

② 県立病院

滋賀県立総合病院および精神医療センターは、県の指示があったとき、または災害の状況により病院長が必要と認めるときは、医療救護班を出動させ救護活動を行う。出動の指示を受けた医療救護班は、直ちに医療セットおよび資材を整えて現地に急行し、救護活動を行う。

〔県立病院の医療救護体制〕

病院名	電話番号
滋賀県立総合病院	077-582-5031
小児保健医療センター	077-582-6200
精神医療センター	077-567-5001

③ 日本赤十字社

日本赤十字社滋賀県支部は、知事との「災害救助法による災害救助等に関する委託契約書」の契約、または自らの判断に基づき速やかに救護班を出動させ、救護活動を行う。出動の指示を受けた救護班は、直ちに医療セットおよび資材を整えて現地に急行し、現地で救護所を開設して救護活動を行う。また、必要に応じて他府県や本社の応援を受けて救護活動の万全を期する。

[日本赤十字社の医療救護体制]

病院名	電話番号
大津赤十字病院	077-522-4131
大津赤十字志賀病院	077-594-8777
長浜赤十字病院	0749-63-2111

④ 独立行政法人国立病院機構

独立行政法人国立病院機構は、県の要請により、または自ら必要と認めたときは医療救護班の派遣等による医療救護を行う。

[独立行政法人国立病院機構の医療救護体制]

要請先	病院名	電話番号
独立行政法人国立病院機構	東近江総合医療センター	0748-22-3030
近畿ブロック事務所 06-4790-8388	紫香楽病院	0748-83-0101

⑤ 滋賀医科大学

滋賀医科大学は、県の要請により、文部科学省の了解の下、医療救護班の派遣による医療救護を行う。

[滋賀医科大学の医療救護体制]

病院名	電話番号
医学部附属病院	077-548-2111

第7 住民等の避難

(1) 避難の指示と避難誘導

事故災害発生時には、市町、警察は、人命の安全を最優先とし、必要に応じて地域住民等に対し、指示を行う。また、市町、警察は、避難場所および避難経路や災害現場の所在、その他避難に関する情報提供を行い、住民等の避難誘導を行う。その際には、高齢者や障害者、外国人等の要配慮者（社会福祉施設を含む）に対し、災害情報が迅速かつ適切な手段により

滞りなく伝達されるよう、民生委員児童委員や自主防災組織等の協力を得ながら、優先的に誘導を行う。

（２）避難所の設置と運営

① 市町

市町は、必要に応じて避難所を開設するとともに、設置場所等を速やかに住民等に周知徹底を図る。また、一般の避難所生活が困難である要配慮者のために特別の配慮がなされた福祉避難所の対応については、国の「福祉避難所設置・運営に関するガイドライン」および「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を参考に指定を進め、必要数の確保に努める。なお、市町は、あらかじめ避難所に指定された施設の管理者との間で協議を行い、施設の管理方法について取り決めを行う。

市町は避難所を設置した場合には、速やかに県に連絡するとともに、避難所の運営および連絡調整に当たる担当職員を避難所に派遣し、避難所における被災者のニーズの把握・調整を行う。

各避難所運営管理者は、避難所の運営における女性の参画を推進する。特に、プライバシーを十分に確保できる間仕切りの工夫や、他者の視線が気にならない男女別の更衣室や物干し場、入浴設備、清潔で誰でも安心して使えるトイレ、授乳室の設備、生理用品・女性用下着の配布方法の工夫、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

また、男女のニーズの違いなど男女双方の視点に加え、性的指向・ジェンダーアイデンティティに関しても配慮するよう努める。

指定避難所等における女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性や子ども等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

② 県

県は、市町に設置される避難所の開設状況および運営状況、その他被災者のニーズ等について把握する。また、必要に応じて状況の把握を行うため、職員を現地に派遣する。

第8 災害広報の実施

県、市町および関係機関は、事故災害の発生場所、被害状況等について広く県民への広報を図るため、連携して迅速な広報活動を実施する。

（１）広報事項

県民への広報は、概ね次のような項目について行うものとする。

- ア 事故の発生日時および場所
- イ 被害の状況
- ウ 被害者の安否情報
- エ 応急対策の実施状況
- オ 交通規制の状況
- カ 治安の状況
- キ 県民に対する協力および注意事項
- ク その他必要と認められる事項

（２）広報手段

- ア 新聞、ラジオ、テレビ等の報道機関に対する発表
- イ 広報車による巡回広報
- ウ 有線放送による広報
- エ インターネットの利用
- オ その他状況に応じた広報手段

第6章 危険物等災害対策計画

《本県の現状》

事故の発生原因となり、また事故の拡大要因ともなる危険物等施設は、多種類にわたり、県内に広範囲に分布している。

危険物製造所等は、令和4年3月末現在5,384箇所（完成検査済証交付施設数）あり、内訳は製造所が118箇所、貯蔵所が3,753箇所、取扱所が1,513箇所となっている。

また、令和4年3月末現在火薬類製造所・火薬庫は18箇所、高圧ガス第一種製造所・第一種貯蔵所は261箇所、放射性同位元素等取扱事業所は85箇所となっている。

（資料：防災危機管理局）

第1節 災害予防対策

第1 情報の収集・連絡体制の整備

県、市町、関係事業者等の防災関係機関は、危険物等災害が発生した場合に、人命救助や被害の拡大防止等を図るため、迅速かつ円滑な応急対策が行えるよう緊急時の情報収集、連絡体制を整備する。

第2 浸水想定区域等の該当性ならびに被害想定の確認

事業者は、危険物施設等が所在する地域の洪水想定区域および地先の安全度マップの想定浸水深、土砂災害警戒区域等の該当性ならびに被害想定を確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等の災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努めるものとし、県はこれを啓発活動等により促進する。

第3 危険物施設等に係る保安基準等の遵守

危険物、高圧ガス、火薬類の貯蔵・取り扱いを行う事業者は、法令で定める技術基準を遵守し、県および市町は、製造施設、貯蔵所等に対する保安検査、立入検査等を充実し、施設等の安全性の確保に努める。

（１）危険物施設

- ア 危険物施設の位置、構造および設備の維持管理に関する指導の強化。
- イ 危険物の運搬、積載の方法についての指導の強化。
- ウ 危険物施設の所有者、管理者または占有者およびその従業者等に対する指導の強化。

（２）高圧ガス施設

- ア 製造施設の保安検査および立入検査、貯蔵所および消費場所等への立入検査の実施。
- イ 各事業所における実状把握と各種保安指導の推進。
- ウ 関係行政機関との緊密な連携。

（３）火薬類施設

- ア 火薬類取締法に基づく製造施設、火薬庫ならびに消費現場等に対する保安検査、立入検査および販売所に対する立入検査の実施。
- イ 各関係事業者における自主保安管理の周知徹底。
- ウ 関係従業者に対する法令遵守等の指導の強化。

第４ 自主保安体制の強化

県、市町および事業者は協力して、事業所の自主保安体制を強化する。

（１）危険物施設

- ア 自衛消防隊の組織化を推進し、自主的な災害予防体制の確立を図る。
- イ 隣接する危険物事業所の相互応援に関する協定の締結を促進し、効率ある自衛消防力の確立を図る。
- ウ 予防規程の作成および危険物の貯蔵取扱い等の安全管理についての指導の強化。

（２）高圧ガス施設

- ア 定期自主検査の実施と責任体制の確立。
- イ 滋賀県高圧ガス地域防災協議会の育成。
- ウ 関係保安団体との横断的な連携。

（３）火薬類施設

- ア 定期自主検査の実施と責任体制の確立。
- イ 関係保安団体との横断的な連携。

第５ 保安教育の推進

県、市町および事業者は協力して、保安教育を推進する。

（１）危険物施設

危険物事業所の従業者等に対し、保安管理の向上を図るため、講習会、研修会などの保安教育を実施する。

また、危険物安全週間（毎年６月の第２週とする。）において、各事業所における自主保安体制の確立を図るため、危険物安全週間の趣旨にふさわしい内容の行事、運動を展開する。

（２）高圧ガス施設

- ア 高圧ガス保安法の周知徹底。
- イ 各種講習会、研修会の開催。
- ウ 高圧ガス保安活動促進週間の実施。

（３）火薬類施設

- ア 火薬類取扱保安責任者および従事者に対し、保安教育講習を実施し、災害防止および盗難防止の徹底を図る。
- イ 製造業者、販売業者ならびに消費者に対し、保安教育計画に基づく保安教育を実施し、保安確保に万全を期すよう指導する。
- ウ 危害予防週間の実施。

第６ 資機材の整備

消防機関は、化学消防ポンプ自動車等の整備を図り、科学消防力の強化を促進する。事業者は、危険物事業所における化学消火薬剤および必要資機材の備蓄を促進する。

その他、事業者および防災関係機関は、応急対策活動に必要な資機材をあらかじめ整備する。

第７ 危険物等の把握と活動中の安全確保

消防機関は、適切な防災活動の実施と活動中の安全確保を図るため、消防職員等に対する危険物災害に係る教育訓練を行うとともに、消防活動阻害物質の届出の徹底等による危険物の貯蔵・取扱状況の把握等を行う。

第８ 防災訓練の実施

危険物等災害を想定して、防災体制の強化を図るため、自衛消防組織、消防機関、警察等防災関係機関が一体となって実践的な消火、救助・救急等の訓練を実施する。

また、市町は、地域の実状に応じて、危険物等災害も組み込んだ地域防災訓練を実施する。

第2節 災害応急対策

第1 発災直後の情報の収集・連絡

（1）事業者等

事業者または事故発見者は、危険物等災害が発生した場合、速やかに最寄りの消防機関、警察等防災関係機関にその旨を通報する。また、付近住民ならびに近隣企業に通報する。

危険物施設等の責任者は、被害の概要を被災段階に応じて早急にとりまとめ、必要に応じて関係機関に通報する。

（2）県

県は、市町、警察、事業者等から情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を危険物等の取扱規制担当省庁（消防庁、経済産業省）へ連絡する。

また、ヘリコプター等からの画像伝送の活用などにより、早期の情報収集に努める。

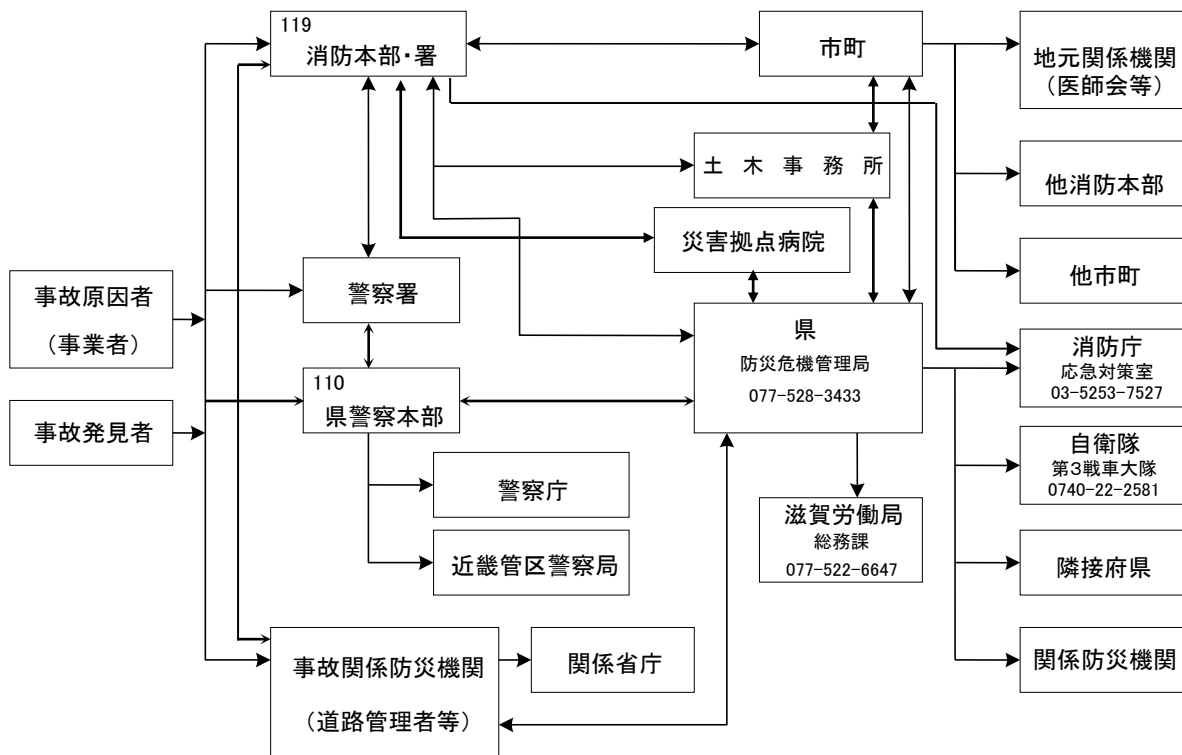
（3）市町および消防機関

市町は、災害の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に報告する。

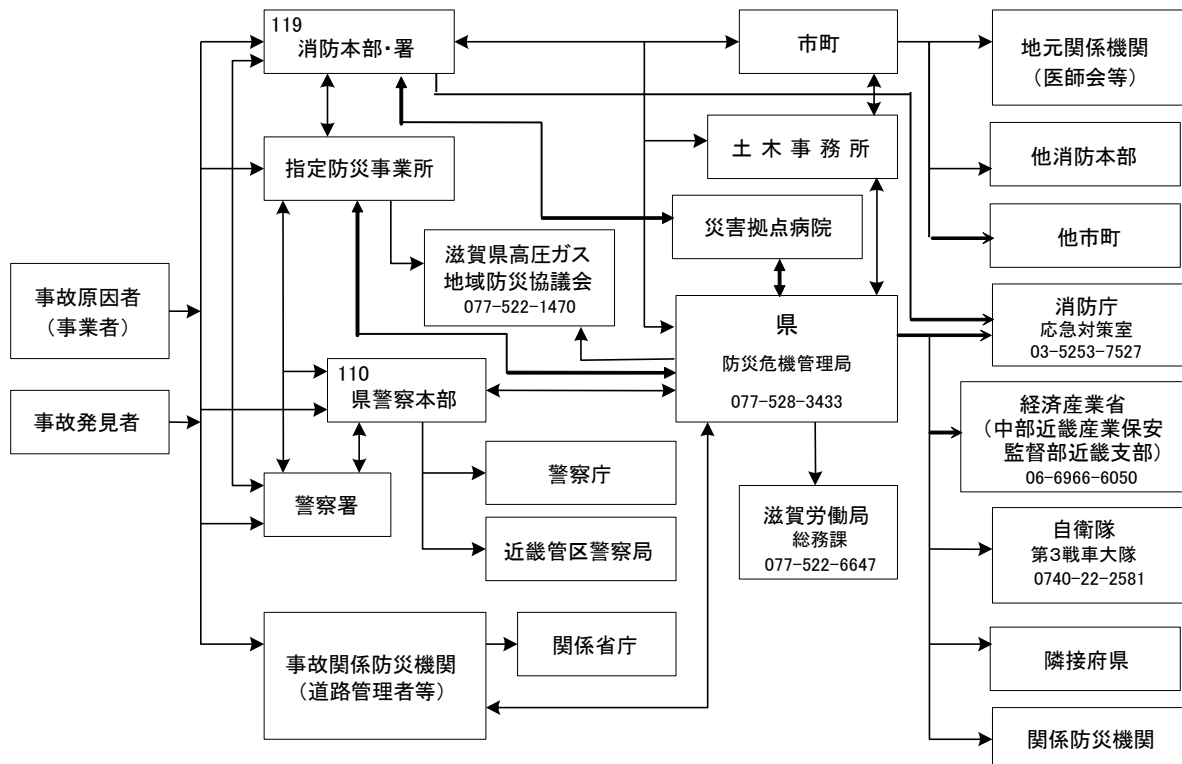
なお、下記に示す危険物等事故が発生した場合、消防機関は火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日消防第267号）により、第一報を県および消防庁に対して、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で、報告するものとする。

- ① 死者（交通事故によるものを除く。）または行方不明者が発生したもの
- ② 負傷者が5名以上発生したもの
- ③ 危険物等を貯蔵しまたは取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内または周辺で、500m²程度以上の区域に影響を与えたもの
- ④ 危険物等を貯蔵しまたは取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの
 - 1) 湖上、河川へ危険物等が流失し、防除・回収等の活動を要するもの
 - 2) 500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等
- ⑤ 市街地または高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの
- ⑥ 市街地または高速道路上において発生したタンクローリーの火災

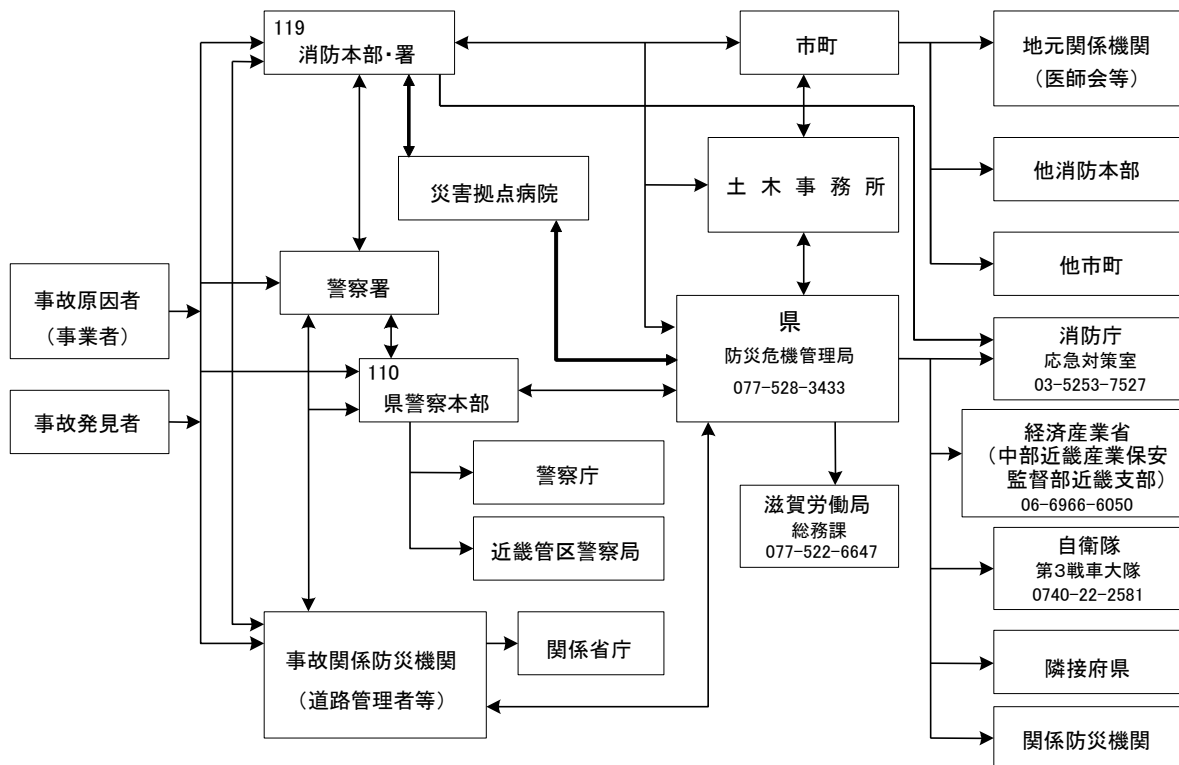
■危険物事故災害発生時の情報連絡系統図



■高圧ガス事故災害発生時の情報連絡系統図



■火薬類事故災害発生時の情報連絡系統図



土木事務所

名称	連絡窓口	電話番号
南部土木事務所	経理用地課	077-567-5433
甲賀土木事務所	経理用地課	0748-63-6153
東近江土木事務所	経理用地課	0748-22-7733
湖東土木事務所	経理用地課	0749-27-2241
長浜土木事務所	経理用地課	0749-65-6636
高島土木事務所	経理用地課	0740-22-6043

第2 活動体制の確立

（1）県の活動体制

県は、本計画第1章第5節に定める危険物等災害が発生し、または発生するおそれがある場合は、直ちに事故対策本部を設置するとともに、情報収集、医療救護等の緊急かつ優先的に対応しなければならない応急対策を実施するため、「総務班」、「情報班」、「医療・救助班」、「広報班」からなる緊急初動体制をとる。

緊急初動体制の任務は次のとおりとする。

〔緊急初動体制各班の任務分担〕

班	任 務 分 担		担当部局
総務班	総務	・緊急初動体制班職員の管理および交代要員の確保 ・県幹部（知事、副知事等）との連絡調整 ・本部員、連絡員会議の開催 ・会議資料、議事録作成	総務部 知事公室 (議会事務局等)
	調整	・本部各班との連絡調整 ・関係事業者との連絡調整 ・消防庁、市町、自衛隊、他府県への応援要請と受入れ ・応援部隊の受入れに係る全体調整	
情報班	情報収集	・被害情報の収集 ・映像情報の収集 ・活動情報の収集 ・応援要請の接受	知事公室 農政水産部 土木交通部 企業庁
	情報整理	・被害情報等の収集、整理 ・応援要請項目の整理	
	情報伝達	・被害情報等の伝達（国、初動各班、市町、防災関係機関） ・庁内放送による連絡調整	
医療・救助班	調整	・日本赤十字社滋賀県支部、滋賀県医師会、滋賀県病院協会等医療関係機関との連絡調整、応援要請 ・医療施設との連携 ・警察本部との連携 ・消防本部との連携	健康医療福祉部 会計管理局 教育委員会事務局
	医療対策	・救出用資機材、医薬品の調達 ・搬送手段、ルート確保 ・負傷者搬送先の確保	
広報班	調整	・各班からの情報収集 ・関係事業者との連絡調整（広報時期、内容等） ・警察本部との連絡調整（広報時期、内容等） ・市町の広報内容の把握および連絡調整 ・防災関係機関の広報内容の把握および連絡調整	知事公室 総合企画部 琵琶湖環境部 商工観光労働部
	広報	・プレスルームの設置 ・報道官の選任 ・報道機関等への情報提供 ・報道機関等への要請 ・広報用資料の作成 ・県民からの問い合わせへの対応	

（注）議会事務局、各行政委員会事務局は総務班の応援を行う。

（２）市町の活動体制

市町は、本計画第1章第5節に定める危険物等災害が発生し、または発生するおそれがある場合は、直ちに事故対策本部等を設置し、県、関係機関等と連携して災害応急対策を円滑に行う体制をとる。

（３）関係事業者の活動体制

関係事業者は、発災後、速やかに災害の拡大の防止のための必要な措置を講じる。

また、関係事業者は、発災後、速やかに職員の非常参集、情報収集、連絡体制を確立し、対策本部の設置等必要な体制をとる。

第3 危険物等災害の拡大防止

関係事業者は、災害発生時に危険物施設等の応急点検、応急措置を講ずるとともに、各種防災設備を効果的に活用し、速やかに初期防除を行う。

第4 救助・救急活動

（１）救助活動

県、市町、消防機関、警察、関係事業者は、相互に連携して迅速かつ的確に救助活動を行う。

① 市町および消防機関

市町および消防機関は、速やかに救助を要する者の把握に努めるとともに、他の防災関係機関との密接な連携のもと救助を行う。

また、自らの救助活動のみでは対処できないと認める場合には、県内の他の消防機関に応援を求めるほか、県に対し、防災ヘリコプター、緊急消防援助隊の派遣、広域航空消防応援等を要請する。

② 警察

警察は、他の防災関係機関と連携して、負傷者の救助活動を実施する。

また、救助活動のため必要があると認めるときは交通規制を行う。

③ 県

県は、市町から応援要請を求められた場合、または自ら必要と認める場合は、次の措置を講じる。

ア 防災ヘリコプターの出動

イ 消防組織法第44条に基づく緊急消防援助隊の派遣要請

ウ 「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援の実施

- エ 自衛隊法第 83 条に基づく自衛隊に対する災害派遣要請
- オ 消防組織法第 43 条に基づく市町長または消防長に対する指示
- カ 「災害時の医療救護活動に関する協定書」に基づく災害派遣医療チーム（DMAT）および医療救護班の派遣要請

④ 関係事業者

関係事業者は、事故災害発生直後における負傷者の救助活動を行うよう努めるとともに、救助活動を実施する防災関係機関に可能な限り協力する。

（２）救急活動

県、市町、消防機関、警察、関係事業者は、相互に連携して迅速かつ的確に救急活動を行う。

① 市町および消防機関

市町および消防機関は、迅速かつ効率的に負傷者を医療機関（救護所を含む）へ搬送するとともに、自らの救急活動のみでは対処できないと認める場合には、県内の他の消防機関に応援を求めるほか、県に対し、救護班の派遣、防災ヘリコプター、緊急消防援助隊の派遣、広域航空消防応援等を要請する。

なお、負傷者の搬送に当たってはトリアージ（傷病者の重症度による分類）を行い、緊急治療が必要な重篤・重症患者は管内の災害拠点病院へ、入院を要する中等症患者は管内の救急告示病院に搬送する。

この場合、管内の災害拠点病院での受入が困難な場合は、重篤・重症患者は他の災害拠点病院、中等症患者は他の救急告示病院に搬送する。

② 警察

警察は、救急活動のため必要があると認めるときは交通規制を行う。

③ 県

県は、市町から応援要請を求められた場合、または自ら必要と認める場合は、次の措置を講じる。

- ア 防災ヘリコプターの出動
- イ 消防組織法第 44 条に基づく緊急消防援助隊の派遣要請
- ウ 「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援の実施
- エ 自衛隊法第 83 条に基づく自衛隊に対する災害派遣要請
- オ 消防組織法第 43 条に基づく市町長または消防長に対する指示

④ 関係事業者

関係事業者は、事故災害発生直後における負傷者の救急活動を行うよう努めるとともに、救急活動を実施する防災関係機関に可能な限り協力する。

第5 消火活動

迅速かつ的確な消火活動を行うため、県、市町、消防機関、警察、関係事業者は、相互に連携する。

① 消防機関

消防機関は、速やかに火災の状況および被害状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。また、自らの消火活動のみでは対処できないと認める場合には、県内の他の消防機関に応援を求めるほか、県に対し、防災ヘリコプター、緊急消防援助隊の派遣、広域航空消防応援等を要請する。

② 警察

警察は、消火活動のため必要があると認めるときは交通規制を行う。

③ 県

県は、市町から応援要請を求められた場合、または自ら必要と認める場合は、次の措置を講じる。

ア 防災ヘリコプターの出動

イ 消防組織法第44条に基づく緊急消防援助隊の派遣要請

ウ 「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援の実施

エ 自衛隊法第83条に基づく自衛隊に対する災害派遣要請

オ 消防組織法第43条に基づく市町長または消防長に対する指示

④ 関係事業者

関係事業者は、事故災害発生直後における初期消火活動を行うよう努めるとともに、消火活動を実施する防災関係機関に可能な限り協力する。

第6 医療救護活動

医療機関外の現場で医療が必要である場合、県、市町、病院および有床診療所（以下、「病院等」という。）、医療関係団体が行う初動時の対応について、フェーズ（局面）の概念を用い、それぞれの局面に応じて以下の医療救護活動を行う。

（1）医療救護活動

ア 第1フェーズ（発生から3時間程度）

① 災害拠点病院

災害拠点病院は、県からの要請または消防からの情報（県と連絡がとれないとき）に基づき災害派遣医療チーム（DMAT）を事故現場に派遣する。

② 県

県は、消防機関、警察からの情報に基づき、災害拠点病院に災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣要請を行う。

また、災害派遣医療チーム（DMAT）からの報告により、必要と認められる場合は他の災害拠点病院に災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣を要請する。

イ 第2フェーズ（3日以内）

① 災害派遣医療チーム（DMAT）

災害派遣医療チーム（DMAT）は、防災関係機関と連携しながら、現場の医療情報を収集するとともに、負傷者のトリアージおよび応急処置、搬送等を行う。また、現地医療救護所等において、負傷者のトリアージおよび応急処置を行う。

② 市町

市町は、必要に応じて事故現場等に救護所を設置するとともに、救護所の運営に当たっては、地区医師会、医療機関に協力を要請する。

③ 県

県は、救護所の設置・運営について市町から要請があった場合または自ら必要と認めた場合は、県医師会等に対し、地区医師会、医療機関の協力が得られるよう要請する。

ウ 第3フェーズ（4日～2週間）

県は、市町からの要請があったとき、または自ら必要と認めた場合は、医療救護班、こころのケアチームの派遣を要請する。

エ 第4フェーズ（2週間～2か月程度）

市町、県は防疫および保健衛生活動を行う。

なお、フェーズはあくまで目安であり、事故の規模および人的被害の程度により各フェーズへの移行およびそれぞれに応じた活動を行う。

（２）医療救護班の編成、派遣

① 県

県は、市町から医療救護に関する協力要請があったとき、または医療救護を必要と認めた時は、各医療関係団体、他都道府県等に必要な医療救護班等の派遣を要請する。

② 県立病院

滋賀県立総合病院および精神医療センターは、県の指示があったとき、または災害の状況により病院長が必要と認めるときは、医療救護班を出動させ救護活動を行う。出動の指示を受けた医療救護班は、直ちに医療セットおよび資材を整えて現地に急行し、救護活動を行う。

【県立病院の医療救護体制】

病院名	電話番号
滋賀県立総合病院	077-582-5031
精神医療センター	077-567-5001

③ 日本赤十字社

日本赤十字社滋賀県支部は、知事との「災害救助法による災害救助等に関する委託契約書」の契約、または自らの判断に基づき速やかに救護班を出動させ、救護活動を行う。出動の指示を受けた救護班は、直ちに医療セットおよび資材を整えて現地に急行し、現地で救護所を開設して救護活動を行う。また、必要に応じて他府県や本社の応援を受けて救護活動の万全を期する。

【日本赤十字社の医療救護体制】

病院名	電話番号
大津赤十字病院	077-522-4131
大津赤十字志賀病院	077-594-8777
長浜赤十字病院	0749-63-2111

④ 独立行政法人国立病院機構

独立行政法人国立病院機構は、県の要請により、または自ら必要と認めたときは医療救護班の派遣等による医療救護を行う。

【独立行政法人国立病院機構の医療救護体制】

要請先	病院名	電話番号
独立行政法人国立病院機構	東近江総合医療センター	0748-22-3030
近畿ブロック事務所 06-4790-8388	紫香楽病院	0748-83-0101

⑤ 滋賀医科大学

滋賀医科大学は、県の要請により、文部科学省の了解の下、医療救護班の派遣による医療救護を行う。

[滋賀医科大学の医療救護体制]

病院名	電話番号
医学部附属病院	077-548-2111

第7 住民等の避難

（１）避難の指示と避難誘導

事故災害発生時には、市町、警察は、人命の安全を最優先とし、必要に応じて地域住民等に対し、指示を行う。また、市町、警察は、避難場所および避難経路や災害現場の所在、その他避難に関する情報提供を行い、住民等の避難誘導を行う。その際には、高齢者や障害者、外国人等の要配慮者（社会福祉施設を含む）に対し、災害情報が迅速かつ適切な手段により滞りなく伝達されるよう、民生委員児童委員や自主防災組織等の協力を得ながら、優先的に誘導を行う。

（２）避難所の設置と運営

① 市町

市町は、必要に応じて避難所を開設するとともに、設置場所等を速やかに住民等に周知徹底を図る。また、一般の避難所生活が困難である要配慮者のために特別の配慮がなされた福祉避難所の対応については、国の「福祉避難所設置・運営に関するガイドライン」および「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を参考に指定を進め、必要数の確保に努める。なお、市町は、あらかじめ避難所に指定された施設の管理者との間で協議を行い、施設の管理方法について取り決めを行う。

市町は避難所を設置した場合には、速やかに県に連絡するとともに、避難所の運営および連絡調整に当たる担当職員を避難所に派遣し、避難所における被災者のニーズの把握・調整を行う。

各避難所運営管理者は、避難所の運営における女性の参画を推進する。特に、プライバシーを十分に確保できる間仕切りの工夫や、他者の視線が気にならない男女別の更衣室や物干し場、入浴設備、清潔で誰でも安心して使えるトイレ、授乳室の設備、生理用品・女

性用下着の配布方法の工夫、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

また、男女のニーズの違いなど男女双方の視点に加え、性的指向・ジェンダーアイデンティティに関しても配慮するよう努める。

指定避難所等における女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性や子ども等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

② 県

県は、市町に設置される避難所の開設状況および運営状況、その他被災者のニーズ等について把握する。また、必要に応じて状況の把握を行うため、職員を現地に派遣する。

第8 災害広報の実施

県、市町および関係機関は、事故災害の発生場所、被害状況等について広く県民への広報を図るため、連携して迅速な広報活動を実施する。

（１）広報事項

県民への広報は、概ね次のような項目について行うものとする。

- ア 事故の発生日時および場所
- イ 被害の状況
- ウ 被害者の安否情報
- エ 応急対策の実施状況
- オ 交通規制の状況
- カ 治安の状況
- キ 県民に対する協力および注意事項
- ク その他必要と認められる事項

（２）広報手段

- ア 新聞、ラジオ、テレビ等の報道機関に対する発表
- イ 広報車による巡回広報
- ウ 有線放送による広報
- エ インターネットの利用
- オ その他状況に応じた広報手段

第7章 毒物劇物災害対策計画

《本県の現状》

毒物及び劇物取締法で指定されている毒物・劇物は毒性の強い物質であり、小事故でも初期の扱いを誤った場合は、大規模な事故につながる可能性があるため、これらの取り扱いは法律で厳しく規制されている。県内の「毒物劇物営業者等」および「要届出業務上取扱者」の数は723件（令和2年3月31日現在）となっている。

（資料：薬務課）

第1節 災害予防対策

第1 情報の収集・連絡体制の整備

県、市町、関係事業者等の防災関係機関は、毒物劇物に係る災害が発生した場合に、人命救助や被害の拡大防止等を図るため、迅速かつ円滑な応急対策が行えるよう緊急時の情報収集、連絡体制を整備する。

第2 保安体制の強化

毒物または劇物を取り扱う者は、「毒物劇物営業者等」、「要届出業務上取扱者」、「非届出業務上取扱者」の3つに分けられる。

県は、事故の未然防止を図るため、これら毒物劇物取扱施設に対する立入検査を実施するほか、講習会等を開催し、保守点検等の励行、事故発生時における対応措置および定期的防災訓練の実施等を指導する。

なお、届出義務のない「非届出業務上取扱者」については、実態調査等によりその把握に努める。

第3 資機材の整備

県は、毒物劇物をタンクで貯蔵する施設に対しては、毒物劇物が飛散、漏洩等の事故が発生した場合に備えて、中和剤等の常備を指導する。

また、消防機関、警察等は、毒物劇物に係る災害が発生した場合に備えて、分析機器、中和剤、防毒マスク、防毒衣等の整備に努める。

第2節 災害応急対策

第1 発災直後の情報の収集・連絡

（1）事業者等

事業者または事故発見者は、毒物劇物に係る災害が発生した場合、速やかに最寄りの消防機関、警察、保健所等防災関係機関にその旨を通報する。また、付近住民ならびに近隣企業に通報する。

毒物劇物取扱施設の責任者は、被害の概要を被災段階に応じて早急にとりまとめ、必要に応じて関係機関に通報する。

（2）県

県は、市町、警察、事業者等から情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁および毒物劇物等の取扱規制担当省庁（厚生労働省）へ連絡する。

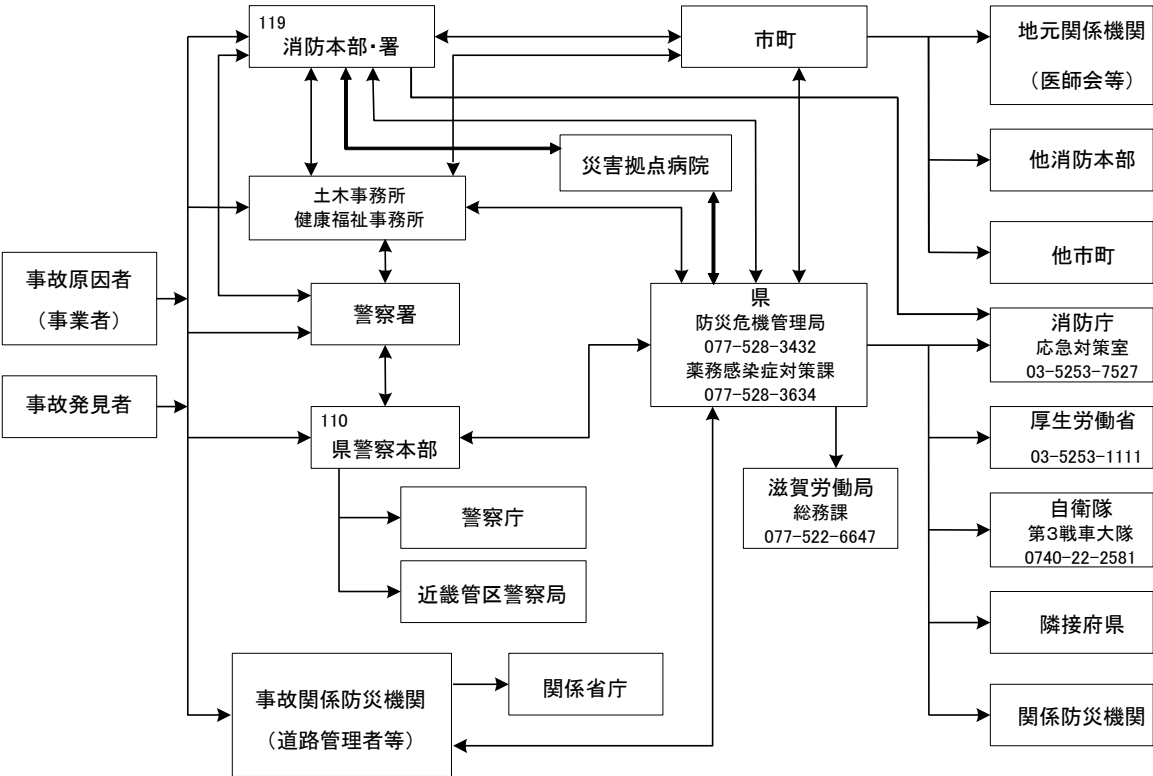
（3）市町および消防機関

市町は、災害の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に報告する。

なお、下記に示す毒物劇物事故が発生した場合、消防機関は火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日消防災第267号）により、第一報を県および消防庁に対して、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で、報告するものとする

- ① 死者（交通事故によるものを除く。）または行方不明者が発生したもの
- ② 負傷者が5名以上発生したもの
- ③ 毒物劇物を貯蔵しまたは取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内または周辺で、500m²程度以上の区域に影響を与えたもの
- ④ 毒物劇物を貯蔵しまたは取り扱う施設からの毒物劇物の漏えい事故で、次に該当するもの
 - 1) 湖上、河川へ毒物劇物が流失し、防除・回収等の活動を要するもの
 - 2) 500キロリットル以上のタンクからの毒物劇物の漏えい等
- ⑤ 市街地または高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの
- ⑥ 市街地または高速道路上において発生したタンクローリーの火災

■毒物劇物災害発生時の情報連絡系統図



健康福祉事務所等

名称	連絡窓口	電話番号
大津市保健所	保健総務課	077-522-6757
南部土木事務所 南部健康福祉事務所	経理用地課	077-567-5433 077-562-3549
甲賀土木事務所 甲賀健康福祉事務所	経理用地課	0748-63-6153 0748-63-6149
東近江土木事務所 東近江健康福祉事務所	経理用地課	0748-22-7733 0748-22-1266
湖東土木事務所 湖東健康福祉事務所	経理用地課	0749-27-2241 0749-21-0284
長浜土木事務所 湖北健康福祉事務所	経理用地課	0749-65-6636 0749-65-6664
高島土木事務所 高島健康福祉事務所	経理用地課	0740-22-6043 0740-22-2526

第2 活動体制の確立

(1) 県の活動体制

県は、本計画第1章第5節に定める毒物劇物災害が発生し、または発生するおそれがある場合は、直ちに事故対策本部を設置するとともに、情報収集、医療救護等の緊急かつ優先的に対応しなければならない応急対策を実施するため、「総務班」、「情報班」、「医療・救助班」、「広報班」からなる緊急初動体制をとる。

緊急初動体制の任務は次のとおりとする。

〔緊急初動体制各班の任務分担〕

班	任 務 分 担		担当部局
総務班	総務	・緊急初動体制班職員の管理および交代要員の確保 ・県幹部（知事、副知事等）との連絡調整 ・本部員、連絡員会議の開催 ・会議資料、議事録作成	総務部 知事公室 （議会事務局等）
	調整	・本部各班との連絡調整 ・関係事業者との連絡調整 ・消防庁、市町、自衛隊、他府県への応援要請と受入れ ・応援部隊の受入れに係る全体調整	
情報班	情報収集	・被害情報の収集 ・映像情報の収集 ・活動情報の収集 ・応援要請の接受	知事公室 農政水産部 土木交通部 企業庁
	情報整理	・被害情報等の収集、整理 ・応援要請項目の整理	
	情報伝達	・被害情報等の伝達（国、初動各班、市町、防災関係機関） ・庁内放送による連絡調整	
医療・救助班	調整	・日本赤十字社滋賀県支部、滋賀県医師会、滋賀県病院協会等医療関係機関との連絡調整、応援要請 ・医療施設との連携 ・警察本部との連携 ・消防本部との連携	健康医療福祉部 会計管理局 教育委員会事務局
	医療対策	・救出用資機材、医薬品の調達 ・搬送手段、ルート確保 ・負傷者搬送先の確保	
広報班	調整	・各班からの情報収集 ・関係事業者との連絡調整（広報時期、内容等） ・警察本部との連絡調整（広報時期、内容等） ・市町の広報内容の把握および連絡調整 ・防災関係機関の広報内容の把握および連絡調整	知事公室 総合企画部 琵琶湖環境部 商工観光労働部
	広報	・プレスルームの設置 ・報道官の選任 ・報道機関等への情報提供 ・報道機関等への要請 ・広報用資料の作成 ・県民からの問い合わせへの対応	

（注）議会事務局、各行政委員会事務局は総務班の応援を行う。

（２）市町の活動体制

市町は、本計画第1章第5節に定める毒物劇物災害が発生し、または発生するおそれがある場合は、直ちに事故対策本部等を設置し、県、関係機関等と連携して災害応急対策を円滑に行う体制をとる。

（３）関係事業者の活動体制

関係事業者は、発災後、速やかに災害の拡大の防止のための必要な措置を講じる。

また、関係事業者は、発災後、速やかに職員の非常参集、情報収集、連絡体制を確立し、対策本部の設置等必要な体制をとる。

第3 毒物劇物等災害の拡大防止

関係事業者は、災害発生時に毒物劇物取扱施設等の応急点検、応急措置を講ずるとともに、各種防災設備を効果的に活用し、速やかに初期防除を行う。

第4 救助・救急活動

（１）救助活動

県、市町、消防機関、警察、関係事業者は、相互に連携して迅速かつ的確に救助活動を行う。

① 市町および消防機関

市町および消防機関は、速やかに救助を要する者の把握に努めるとともに、他の防災関係機関との密接な連携のもと救助を行う。

また、自らの救助活動のみでは対処できないと認める場合には、県や県内の他の消防機関に応援要請を行う。

② 警察

警察は、他の防災関係機関と連携して、負傷者の救助活動を実施する。

また、救助活動のため必要があると認めるときは交通規制を行う。

③ 県

県は、市町から応援要請を求められた場合、または自ら必要と認める場合は、次の措置を講じる。

ア 防災ヘリコプターの出動

イ 消防組織法第44条に基づく緊急消防援助隊の派遣要請

ウ 「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援の実施

エ 相互応援協定に基づく近隣府県への応援要請

オ 自衛隊法第83条に基づく自衛隊に対する災害派遣要請

カ 消防組織法第43条に基づく市町長または消防長に対する指示

④ 関係事業者

関係事業者は、事故災害発生直後における負傷者の救助活動を行うよう努めるとともに、救助活動を実施する防災関係機関に可能な限り協力する。

（２）救急活動

県、市町、消防機関、警察、関係事業者は、相互に連携して迅速かつ的確に救急活動を行う。

① 市町および消防機関

市町および消防機関は、迅速かつ効率的に負傷者を医療機関（救護所を含む）へ搬送するとともに、自らの救急活動のみでは対処できないと認める場合には、県内の他の消防機関に応援を求めるほか、県に対し、救護班の派遣、防災ヘリコプター、緊急消防援助隊の派遣、広域航空消防応援等を要請する。

なお、負傷者の搬送に当たってはトリアージ（傷病者の重症度による分類）を行い、緊急治療が必要な重篤・重症患者は管内の災害拠点病院へ、入院を要する中等症患者は管内の救急告示病院に搬送する。

この場合、管内の災害拠点病院での受入が困難な場合は、重篤・重症患者は他の災害拠点病院、中等症患者は他の救急告示病院に搬送する。

② 警察

警察は、救急活動のため必要があると認めるときは交通規制を行う。

③ 県

県は、市町から応援要請を求められた場合、または自ら必要と認める場合は、次の措置を講じる。

ア 防災ヘリコプターの出動

イ 消防組織法第44条に基づく緊急消防援助隊の派遣要請

ウ 「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援の実施

エ 相互応援協定に基づく近隣府県への応援要請

オ 自衛隊法第83条に基づく自衛隊に対する災害派遣要請

カ 消防組織法第43条に基づく市町長または消防長に対する指示

キ 「災害時の医療救護活動に関する協定書」に基づく災害派遣医療チーム（DMAT）および医療救護班の派遣要請

④ 関係事業者

関係事業者は、事故災害発生直後における負傷者の救急活動を行うよう努めるとともに、救急活動を実施する防災関係機関に可能な限り協力する。

第5 消火活動

迅速かつ的確な消火活動を行うため、県、市町、消防機関、警察、関係事業者は、相互に連携する。

① 消防機関

消防機関は、速やかに火災の状況および被害状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。また、自らの消火活動のみでは対処できないと認める場合には、県内の他の消防機関に応援を求めるほか、県に対し、防災ヘリコプター、緊急消防援助隊の派遣、広域航空消防応援等を要請する。

② 警察

警察は、消火活動のため必要があると認めるときは交通規制を行う。

③ 県

県は、市町から応援要請を求められた場合、または自ら必要と認める場合は、次の措置を講じる。

ア 防災ヘリコプターの出動

イ 消防組織法第44条に基づく緊急消防援助隊の派遣要請

ウ 「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援の実施

エ 相互応援協定に基づく近隣府県への応援要請

オ 自衛隊法第83条に基づく自衛隊に対する災害派遣要請

カ 消防組織法第43条に基づく市町長または消防長に対する指示

④ 関係事業者

関係事業者は、事故災害発生直後における初期消火活動を行うよう努めるとともに、消火活動を実施する防災関係機関に可能な限り協力する。

第6 医療救護活動

医療機関外の現場で医療が必要である場合、県、市町、病院および有床診療所（以下、「病院等」という。）、医療関係団体が行う初動時の対応について、フェーズ（局面）の概念を用い、それぞれの局面に応じて以下の医療救護活動を行う。

（1）医療救護活動

ア 第1フェーズ（発生から3時間程度）

① 災害拠点病院

災害拠点病院は、県からの要請または消防からの情報（県と連絡がとれないとき）に基づき災害派遣医療チーム（DMAT）を事故現場に派遣する。

② 県

県は、消防機関、警察からの情報に基づき、災害拠点病院に災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣要請を行う。

また、災害派遣医療チーム（DMAT）からの報告により、必要と認められる場合は他の災害拠点病院に災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣を要請する。

イ 第2フェーズ（3日以内）

① 災害派遣医療チーム（DMAT）

災害派遣医療チーム（DMAT）は、防災関係機関と連携しながら、現場の医療情報を収集するとともに、負傷者のトリアージおよび応急処置、搬送等を行う。また、現地医療救護所等において、負傷者のトリアージおよび応急処置を行う。

② 市町

市町は、必要に応じて事故現場等に救護所を設置するとともに、救護所の運営に当たっては、地区医師会、医療機関に協力を要請する。

③ 県

県は、救護所の設置・運営について市町から要請があった場合または自ら必要と認めた場合は、県医師会等に対し、地区医師会、医療機関の協力が得られるよう要請する。

ウ 第3フェーズ（4日～2週間）

県は、市町からの要請があったとき、または自ら必要と認めた場合は、医療救護班、こころのケアチームの派遣を要請する。

エ 第4フェーズ（2週間～2か月程度）

市町、県は防疫および保健衛生活動を行う。

なお、フェーズはあくまで目安であり、事故の規模および人的被害の程度により各フェーズへの移行およびそれぞれに応じた活動を行う。

（２）医療救護班の編成、派遣

① 県

県は、市町から医療救護に関する協力要請があったとき、または医療救護を必要と認めるときは、各医療関係団体、他都道府県等に必要な医療救護班等の派遣を要請する。

② 県立病院

滋賀県立総合病院および精神医療センターは、県の指示があったとき、または災害の状況により病院長が必要と認めるときは、医療救護班を出動させ救護活動を行う。出動の指示を受けた医療救護班は、直ちに医療セットおよび資材を整えて現地に急行し、救護活動を行う。

〔県立病院の医療救護体制〕

病院名	電話番号
滋賀県立総合病院	077-582-5031
精神医療センター	077-567-5001

③ 日本赤十字社

日本赤十字社滋賀県支部は、知事との「災害救助法による災害救助等に関する委託契約書」の契約、または自らの判断に基づき速やかに救護班を出動させ、救護活動を行う。出動の指示を受けた救護班は、直ちに医療セットおよび資材を整えて現地に急行し、現地で救護所を開設して救護活動を行う。また、必要に応じて他府県や本社の応援を受けて救護活動の万全を期する。

〔日本赤十字社の医療救護体制〕

病院名	電話番号
大津赤十字病院	077-522-4131
大津赤十字志賀病院	077-594-8777
長浜赤十字病院	0749-63-2111

④ 独立行政法人国立病院機構

独立行政法人国立病院機構は、県の要請により、または自ら必要と認めたときは医療救護班の派遣等による医療救護を行う。

〔独立行政法人国立病院機構の医療救護体制〕

要請先	病院名	電話番号
独立行政法人国立病院機構	東近江総合医療センター	0748-22-3030
近畿ブロック事務所 06-4790-8388	紫香楽病院	0748-83-0101

⑤ 滋賀医科大学

滋賀医科大学は、県の要請により、文部科学省の了解の下、医療救護班の派遣による医療救護を行う。

〔滋賀医科大学の医療救護体制〕

病院名	電話番号
医学部附属病院	077-548-2111

第7 住民等の避難

（1）避難の指示と避難誘導

事故災害発生時には、市町、警察は、人命の安全を最優先とし、必要に応じて地域住民等に対し、指示を行う。また、市町、警察は、避難場所および避難経路や災害現場の所在、その他避難に関する情報提供を行い、住民等の避難誘導を行う。その際には、高齢者や障害者、外国人等の要配慮者（社会福祉施設を含む）に対し、災害情報が迅速かつ適切な手段により滞りなく伝達されるよう、民生委員児童委員や自主防災組織等の協力を得ながら、優先的に誘導を行う。

（2）避難所の設置と運営

① 市町

市町は、必要に応じて避難所を開設するとともに、設置場所等を速やかに住民等に周知徹底を図る。また、一般の避難所生活が困難である要配慮者のために特別の配慮がなされた福祉避難所の対応については、国の「福祉避難所設置・運営に関するガイドライン」および「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を参考に指定を進め、必要数の確保に努める。なお、市町は、あらかじめ避難所に指定された施設の管理者との間で協議を行い、施設の管理方法について取り決めを行う。

市町は避難所を設置した場合には、速やかに県に連絡するとともに、避難所の運営および連絡調整に当たる担当職員を避難所に派遣し、避難所における被災者のニーズの把握・調整を行う。

各避難所運営管理者は、避難所の運営における女性の参画を推進する。特に、プライバ

シーを十分に確保できる間仕切りの工夫や、他者の視線が気にならない男女別の更衣室や物干し場、入浴設備、清潔で誰でも安心して使えるトイレ、授乳室の設備、生理用品・女性用下着の配布方法の工夫、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

また、男女のニーズの違いなど男女双方の視点に加え、性的指向・ジェンダーアイデンティティに関しても配慮するよう努める。

指定避難所等における女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性や子ども等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

② 県

県は、市町に設置される避難所の開設状況および運営状況、その他被災者のニーズ等について把握する。また、必要に応じて状況の把握を行うため、職員を現地に派遣する。

第8 災害広報の実施

県、市町および関係機関は、事故災害の発生場所、被害状況等について広く県民への広報を図るため、連携して迅速な広報活動を実施する。

（1）広報事項

県民への広報は、概ね次のような項目について行うものとする。

- ア 事故の発生日時および場所
- イ 被害の状況
- ウ 被害者の安否情報
- エ 応急対策の実施状況
- オ 交通規制の状況
- カ 治安の状況
- キ 県民に対する協力および注意事項
- ク その他必要と認められる事項

（2）広報手段

- ア 新聞、ラジオ、テレビ等の報道機関に対する発表
- イ 広報車による巡回広報
- ウ 有線放送による広報
- エ インターネットの利用
- オ その他状況に応じた広報手段

第8章 大規模な火事災害対策計画

《本県の現状》

本県では、京阪神大都市圏に近いことに加えて、幹線による交通の利便性により、人口が堅調に増加してきた。また、京阪神地域の社会や産業の成長と拡大に伴って、多くの工場が進出してきたことなどを背景として、宅地や工場用地への転換が進んできた。

都市計画については、区域区分を定めている4箇所の線引き都市計画区域（大津湖南、彦根長浜、近江八幡八日市および甲賀）と7箇所の非線引き都市計画区域（土山、信楽高原、湖東、豊郷甲良、米原北東部、長浜北部および高島）を定めている。

この中で、防火地域は大津市、草津市、彦根市および長浜市で、準防火地域は長浜市および高島市において指定されている。

（資料：都市計画課）

第1節 災害予防対策

第1 情報の収集・連絡体制の整備

県、市町、関係事業者等の防災関係機関は、大規模な火災が発生した場合に、人命救助や被害の拡大防止等を図るため、迅速かつ円滑な応急対策が行えるよう緊急時の情報収集、連絡体制を整備する。

第2 計画的な土地利用と市街地整備の推進

県および市町は、火事による被害を防止・軽減するため、土地利用の規制・誘導、避難地、避難路の整備、建築物の不燃化等の施策を総合的に推進する。

また、県および市町は、防火地域・準防火地域の指定、市街地再開発事業、土地区画整理事業、住環境整備事業、地区計画制度の活用等により、安全で快適な市街地の形成を図る。さらに、大規模な火事災害の発生時に延焼を防ぐ延焼遮断帯としての緑地、広幅員道路などのオープンスペースの確保を図るとともに、街区内に公園やコミュニティ防災拠点の整備を図る。

第3 火災に対する建築物の安全化

（1）消防用設備の整備、維持管理

県、市町および事業者は、多数の人が出入りする事業所の高層建築物等について、法令に適合したスプリンクラー設備等の設置を促進するとともに、当該建築物に設置された消防用設備等については、災害時にその機能を有効に発揮することができるよう定期的に点検を行うなど適正な維持管理を行う。

（２）建築物の防火管理体制

県、市町および事業者は、多数の人が出入りする事業所の高層建築物等について、防火管理者を適正に選任するとともに、防火管理者が当該建築物についての消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報および避難訓練の実施等防火管理上必要な業務を適正に行うなど、防火管理体制の充実を図る。

第 4 防火管理者等の指導・教育、予防査察等による指導

消防法第 8 条の規定により、防火管理者を選任しなければならない防火対象物、および同法 17 条の規定により消防用設備等を設置することを義務づけられている防火対象物の関係者に対し、次の措置をとる。

ア 市町は、消防法、市町火災予防条例に基づき、学校、病院、事業場、興業場等多数の者が出入りし、勤務し、または居住する防火対象物について防火管理の徹底を期するため、立入検査を励行し、消防用設備等に不備が認められる場合は、消防法第 17 条の規定により設置、改修について強い指導を行うものとする。また、通報、避難、消火等の訓練の実施および消防計画の作成の指導を強化する。

イ 市町は、消防法第 8 条に規定する防火対象物には必ず防火管理者の選任を期し、その有資格者を養成するため、防火管理者資格附与講習会の開催、また甲種防火管理者に対し甲種防火管理者講習を開催する等により、その資質の向上を図るとともに、消防計画の作成、防火訓練の実施、自衛消防組織の拡充、消防用設備等の整備点検および火気の使用等について十分な指導を行う。また、消防法第 8 条の 2 の規定により、統括防火管理者を要する防火対象物に対し、共同防火管理体制の推進を図る。

ウ 市町は、消防法第 7 条の規定による建築同意制度の効果的な運用を図り、また消防法第 17 条の 14 の規定による消防用設備等工事着手の届出、火災予防条例の定める防火対象物使用（変更）届出の際の指導を強力に行い、建築面からの火災予防の強化を期する。

エ 県は、消防法第 17 条の 10 に基づき、消防設備士に対し知識の習得と技術の練磨を指導するため講習会を開催する。

第 5 消防力の整備強化

（１）消防組織の強化

市町は、消防組織の強化に努め、平常時から消防本部、消防団および自主防災組織等の連

携強化を図る。

（２）消防施設等の整備・強化

市町は、「消防力の整備指針」および「消防水利の基準」に合致するよう整備計画をたて、消防施設等の整備に努め、その強化を図る。

第6 防火知識の普及

県および市町は、春秋２回の火災予防運動、年末年始防火運動等を通じ、一般家庭に対する火災予防思想の普及徹底を図る。また、自主防災組織の指導者等に対し、消火に必要な技術を教育する。

市町は、広報活動および各種会合等において消火方法等の実地指導を行い、火災の防止および初期消火の徹底を図る。

第2節 災害応急対策

第1 発災直後の情報の収集・連絡

（１）火災原因者等

火災原因者および火災発見者は、火災を発見した場合、速やかに市町、消防機関、警察等防災関係機関に、火災の状況等を連絡する。

（２）県

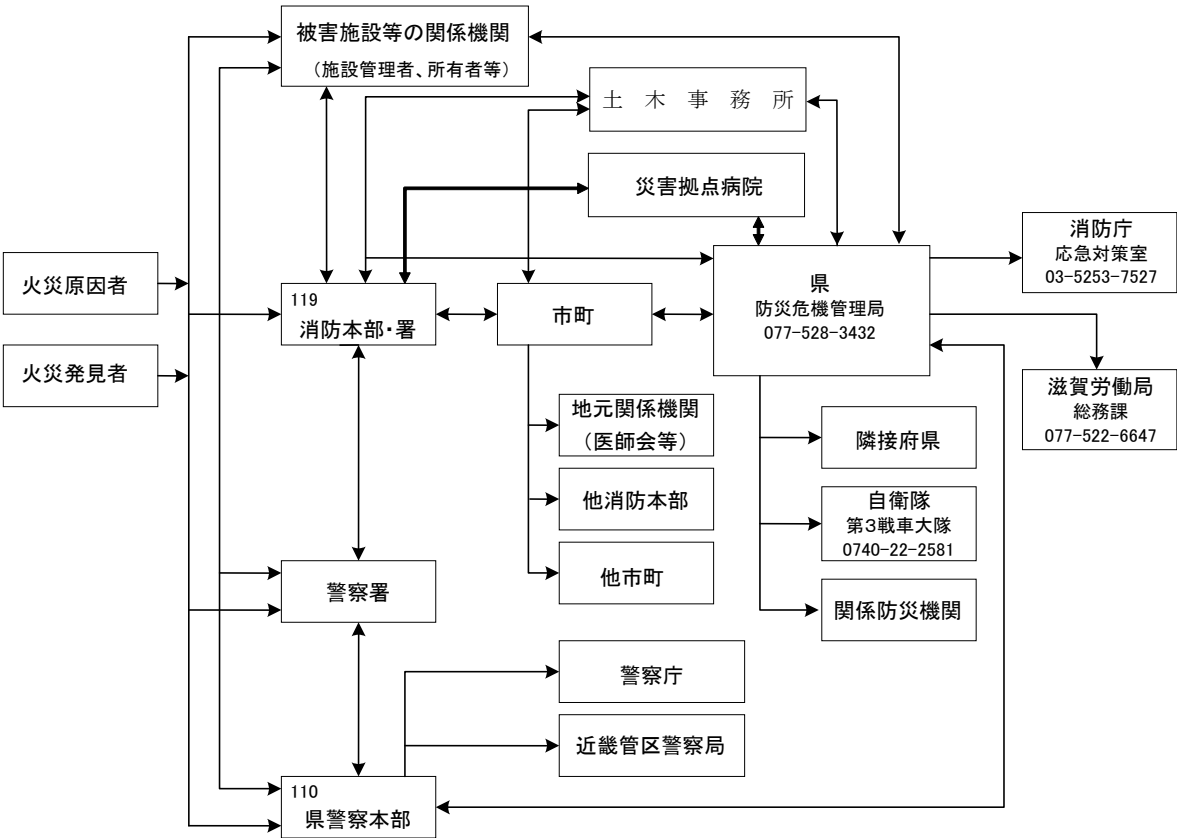
県は、市町から情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁へ連絡する。

また、ヘリコプター等からの画像伝送の活用などにより、早期の情報収集に努める。

（３）市町

市町は、火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に報告する。

■大規模火災発生時の情報連絡系統図



土木事務所

名称	連絡窓口	電話番号
南 部 土 木 事 務 所	経理用地課	077-567-5433
甲 賀 土 木 事 務 所	経理用地課	0748-63-6153
東 近 江 土 木 事 務 所	経理用地課	0748-22-7733
湖 東 土 木 事 務 所	経理用地課	0749-27-2241
長 浜 土 木 事 務 所	経理用地課	0749-65-6636
高 島 土 木 事 務 所	経理用地課	0740-22-6043

第2 活動体制の確立

(1) 県の活動体制

県は、本計画第1章第5節に定める大規模な火事災害が発生し、または発生するおそれがある場合は、直ちに事故対策本部を設置するとともに、情報収集、医療救護等の緊急かつ優先的に対応しなければならない応急対策を実施するため、「総務班」、「情報班」、「医療・救助班」、「広報班」からなる緊急初動体制をとる。

緊急初動体制の任務は次のとおりとする。

〔緊急初動体制各班の任務分担〕

班	任 務 分 担		担当部局
総務班	総務	・ 緊急初動体制班職員の管理および交代要員の確保 ・ 県幹部（知事、副知事等）との連絡調整 ・ 本部員、連絡員会議の開催 ・ 会議資料、議事録作成	総務部 知事公室 (議会事務局等)
	調整	・ 本部各班との連絡調整 ・ 関係事業者との連絡調整 ・ 消防庁、市町、自衛隊、他府県への応援要請と受入れ ・ 応援部隊の受入れに係る全体調整	
情報班	情報収集	・ 被害情報の収集 ・ 映像情報の収集 ・ 活動情報の収集 ・ 応援要請の接受	知事公室 農政水産部 土木交通部 企業庁
	情報整理	・ 被害情報等の収集、整理 ・ 応援要請項目の整理	
	情報伝達	・ 被害情報等の伝達（国、初動各班、市町、防災関係機関） ・ 庁内放送による連絡調整	
医療・救助班	調整	・ 日本赤十字社滋賀県支部、滋賀県医師会、滋賀県病院協会等医療関係機関との連絡調整、応援要請 ・ 医療施設との連携 ・ 警察本部との連携 ・ 消防本部との連携	健康医療福祉部 会計管理局 教育委員会事務局
	医療対策	・ 救出用資機材、医薬品の調達 ・ 搬送手段、ルート確保 ・ 負傷者搬送先の確保	
広報班	調整	・ 各班からの情報収集 ・ 関係事業者との連絡調整（広報時期、内容等） ・ 警察本部との連絡調整（広報時期、内容等） ・ 市町の広報内容の把握および連絡調整 ・ 防災関係機関の広報内容の把握および連絡調整	知事公室 総合企画部 琵琶湖環境部 商工観光労働部
	広報	・ プレスルームの設置 ・ 報道官の選任 ・ 報道機関等への情報提供 ・ 報道機関等への要請 ・ 広報用資料の作成 ・ 県民からの問い合わせへの対応	

（注）議会事務局、各行政委員会事務局は総務班の応援を行う。

（２）市町の活動体制

市町は、本計画第1章第5節に定める大規模な火事災害が発生し、または発生するおそれがある場合は、直ちに事故対策本部等を設置し、県、関係機関等と連携して災害応急対策を円滑に行う体制をとる。

第3 救助・救急活動

（１）救助活動

県、市町、消防機関、警察等は、相互に連携して迅速かつ的確に救助活動を行う。

① 市町および消防機関

市町および消防機関は、速やかに救助を要する者の把握に努めるとともに、他の防災関係機関との密接な連携のもと救助を行う。

また、自らの救助活動のみでは対処できないと認める場合には、県や県内の他の消防機関に応援要請を行う。

② 警察

警察は、他の防災関係機関と連携して、負傷者の救助活動を実施する。

また、救助活動のため必要があると認めるときは交通規制を行う。

③ 県

県は、市町から応援要請を求められた場合、または自ら必要と認める場合は、次の措置を講じる。

ア 防災ヘリコプターの出動

イ 消防組織法第44条に基づく緊急消防援助隊の派遣要請

ウ 「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援の実施

エ 相互応援協定に基づく近隣府県への応援要請

オ 自衛隊法第83条に基づく自衛隊に対する災害派遣要請

カ 消防組織法第43条に基づく市町長または消防長に対する指示

（２）救急活動

県、市町、消防機関、警察等は、相互に連携して迅速かつ的確に救急活動を行う。

① 市町および消防機関

市町および消防機関は、迅速かつ効率的に負傷者を医療機関（救護所を含む）へ搬送するとともに、自らの救急活動のみでは対処できないと認める場合には、県内の他の消防機関に応援を求めるほか、県に対し、救護班の派遣、防災ヘリコプター、緊急消防援助隊の派遣、広域航空消防応援等を要請する。

なお、負傷者の搬送に当たってはトリアージ（傷病者の重症度による分類）を行い、緊

急治療が必要な重篤・重症患者は管内の災害拠点病院へ、入院を要する中等症患者は管内の救急告示病院に搬送する。

この場合、管内の災害拠点病院での受入が困難な場合は、重篤・重症患者は他の災害拠点病院、中等症患者は他の救急告示病院に搬送する。

② 警察

警察は、救急活動のため必要があると認めるときは交通規制を行う。

③ 県

県は、市町から応援要請を求められた場合、または自ら必要と認める場合は、次の措置を講じる。

ア 防災ヘリコプターの出動

イ 消防組織法第44条に基づく緊急消防援助隊の派遣要請

ウ 「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援の実施

エ 相互応援協定に基づく近隣府県への応援要請

オ 自衛隊法第83条に基づく自衛隊に対する災害派遣要請

カ 消防組織法第43条に基づく市町長または消防長に対する指示

キ 「災害時の医療救護活動に関する協定書」に基づく災害派遣医療チーム（DMAT）および医療救護班の派遣要請

第4 消火活動

迅速かつ的確な消火活動を行うため、県、市町、消防機関、警察等は、相互に連携する。

① 消防機関

消防機関は、速やかに火災の状況および被害状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。また、自らの消火活動のみでは対処できないと認める場合には、県内の他の消防機関に応援を求めるほか、県に対し、防災ヘリコプター、緊急消防援助隊の派遣、広域航空消防応援等を要請する。

② 警察

警察は、消火活動のため必要があると認めるときは交通規制を行う。

③ 県

県は、市町から応援要請を求められた場合、または自ら必要と認める場合は、次の措置を講じる。

ア 防災ヘリコプターの出動

イ 消防組織法第44条に基づく緊急消防援助隊の派遣要請

- ウ 「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援の実施
- エ 相互応援協定に基づく近隣府県への応援要請
- オ 自衛隊法第83条に基づく自衛隊に対する災害派遣要請
- カ 消防組織法第43条に基づく市町長または消防長に対する指示

第5 医療救護活動

医療機関外の現場で医療が必要である場合、県、市町、病院および有床診療所（以下、「病院等」という。）、医療関係団体が行う初動時の対応について、フェーズ（局面）の概念を用い、それぞれの局面に応じて以下の医療救護活動を行う。

（1）医療救護活動

ア 第1フェーズ（発生から3時間程度）

① 災害拠点病院

災害拠点病院は、県からの要請または消防からの情報（県と連絡がとれないとき）に基づき災害派遣医療チーム（DMAT）を事故現場に派遣する。

② 県

県は、消防機関、警察からの情報に基づき、災害拠点病院に災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣要請を行う。

また、災害派遣医療チーム（DMAT）からの報告により、必要と認められる場合は他の災害拠点病院に災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣を要請する。

イ 第2フェーズ（3日以内）

① 災害派遣医療チーム（DMAT）

災害派遣医療チーム（DMAT）は、防災関係機関と連携しながら、現場の医療情報を収集するとともに、負傷者のトリアージおよび応急処置、搬送等を行う。また、現地医療救護所等において、負傷者のトリアージおよび応急処置を行う。

② 市町

市町は、必要に応じて事故現場等に救護所を設置するとともに、救護所の運営に当たっては、地区医師会、医療機関に協力を要請する。

③ 県

県は、救護所の設置・運営について市町から要請があった場合または自ら必要と認めた場合は、県医師会等に対し、地区医師会、医療機関の協力が得られるよう要請する。

ウ 第3フェーズ（4日～2週間）

県は、市町からの要請があったとき、または自ら必要と認めた場合は、医療救護班、こころのケアチームの派遣を要請する。

エ 第4フェーズ（2週間～2か月程度）

市町、県は防疫および保健衛生活動を行う。

なお、フェーズはあくまで目安であり、事故の規模および人的被害の程度により各フェーズへの移行およびそれぞれに応じた活動を行う。

（2）医療救護班の編成、派遣

① 県

県は、市町から医療救護に関する協力要請があったとき、または医療救護を必要と認めた時は、各医療関係団体、他都道府県等に必要な医療救護班等の派遣を要請する。

② 県立病院

滋賀県立総合病院および精神医療センターは、県の指示があったとき、または災害の状況により病院長が必要と認めるときは、医療救護班を出動させ救護活動を行う。出動の指示を受けた医療救護班は、直ちに医療セットおよび資材を整えて現地に急行し、救護活動を行う。

【県立病院の医療救護体制】

病院名	電話番号
滋賀県立総合病院	077-582-5031
精神医療センター	077-567-5001

③ 日本赤十字社

日本赤十字社滋賀県支部は、知事との「災害救助法による災害救助等に関する委託契約書」の契約、または自らの判断に基づき速やかに救護班を出動させ、救護活動を行う。出動の指示を受けた救護班は、直ちに医療セットおよび資材を整えて現地に急行し、現地で救護所を開設して救護活動を行う。また、必要に応じて他府県や本社の応援を受けて救護活動の万全を期する。

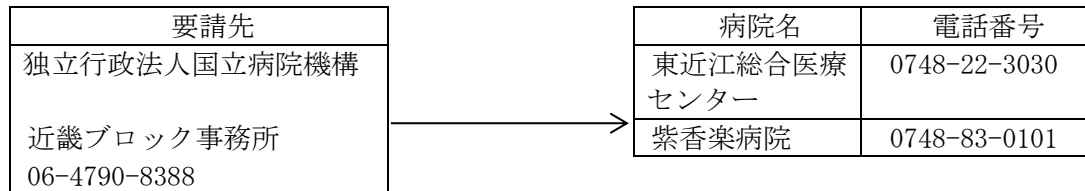
【日本赤十字社の医療救護体制】

病院名	電話番号
大津赤十字病院	077-522-4131
大津赤十字志賀病院	077-594-8777
長浜赤十字病院	0749-63-2111

④ 独立行政法人国立病院機構

独立行政法人国立病院機構は、県の要請により、または自ら必要と認めたときは医療救護班の派遣等による医療救護を行う。

[独立行政法人国立病院機構の医療救護体制]



⑤ 滋賀医科大学

滋賀医科大学は、県の要請により、文部科学省の了解の下、医療救護班の派遣による医療救護を行う。

[滋賀医科大学の医療救護体制]

病院名	電話番号
医学部附属病院	077-548-2111

第6 住民等の避難

（１）避難の指示と避難誘導

事故災害発生時には、市町、警察は、人命の安全を最優先とし、必要に応じて地域住民等に対し、指示を行う。また、市町、警察は、避難場所および避難経路や災害現場の所在、その他避難に関する情報提供を行い、住民等の避難誘導を行う。その際には、高齢者や障害者、外国人等の要配慮者（社会福祉施設を含む）に対し、災害情報が迅速かつ適切な手段により滞りなく伝達されるよう、民生委員児童委員や自主防災組織等の協力を得ながら、優先的に誘導を行う。

（２）避難所の設置と運営

① 市町

市町は、必要に応じて避難所を開設するとともに、設置場所等を速やかに住民等に周知徹底を図る。また、一般の避難所生活が困難である要配慮者のために特別の配慮がなされた福祉避難所の対応については、国の「福祉避難所設置・運営に関するガイドライン」および「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を参考に指定を進め、必要数の確保に努める。なお、市町は、あらかじめ避難所に指定された施設の管理者との間で協議を行い、施設の管理方法について取り決めるを行う。

市町は避難所を設置した場合には、速やかに県に連絡するとともに、避難所の運営および連絡調整に当たる担当職員を避難所に派遣し、避難所における被災者のニーズの把握・調整を行う。

各避難所運営管理者は、避難所の運営における女性の参画を推進する。特に、プライバシーを十分に確保できる間仕切りの工夫や、他者の視線が気にならない男女別の更衣室や物干し場、入浴設備、清潔で誰でも安心して使えるトイレ、授乳室の設備、生理用品・女性用下着の配布方法の工夫、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

また、男女のニーズの違いなど男女双方の視点に加え、性的指向・ジェンダーアイデンティティに関しても配慮するよう努める。

指定避難所等における女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性や子ども等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

② 県

県は、市町に設置される避難所の開設状況および運営状況、その他被災者のニーズ等について把握する。また、必要に応じて状況の把握を行うため、職員を現地に派遣する。

第7 災害広報の実施

県、市町および関係機関は、事故災害の発生場所、被害状況等について広く県民への広報を図るため、連携して迅速な広報活動を実施する。

（１）広報事項

県民への広報は、概ね次のような項目について行うものとする。

- ア 事故の発生日時および場所
- イ 被害の状況
- ウ 被害者の安否情報
- エ 応急対策の実施状況
- オ 交通規制の状況
- カ 治安の状況

キ 県民に対する協力および注意事項

ク その他必要と認められる事項

（２）広報手段

ア 新聞、ラジオ、テレビ等の報道機関に対する発表

イ 広報車による巡回広報

ウ 有線放送による広報

エ インターネットの利用

オ その他状況に応じた広報手段

第9章 林野火災対策計画

《本県の現状》

本県の面積 4,017km² のうち、森林は 2,019km²（50%）とほぼ半分を占め、木材資源の供給、県土の保全、水資源のかん養等重要な役割を果たしている。また、本県の森林は、歴史的な経緯などから荒廃地があちこちで見られたが、明治以降昭和 40 年代にかけて、特に治山・造林事業において森林の復興を進めてきた結果、ほとんどの森が緑を取り戻している。

（資料：森林政策課）

第1節 災害予防対策

第1 情報の収集・連絡体制の整備

県、市町、関係事業者等の防災関係機関は、林野火災が発生した場合に、人命救助や被害の拡大防止等を図るため、迅速かつ円滑な応急対策が行えるよう緊急時の情報収集、連絡体制を整備する。

第2 林野火災対策推進体制の整備

林野火災の危険度の高い地域においてその地域の実態に即応した林野火災対策事業を実施し、当該地域の林野火災の防止および被害の軽減を図るため、林野火災特別地域対策事業計画等を策定し、林野火災用消防施設等の整備を行う。

第3 防火意識の高揚

県、市町、消防機関、森林組合、森林所有者等が一体となって、野外でのたき火、たばこの火の始末等火気の取扱いにおける認識を深め、林野火災をなくすため、特に空気が乾燥し、林野火災の多発する 3 月から 5 月にかけて、山火事予防運動を実施する。

また、県等は、山火事予防の横断幕の設置、ポスター等の配布などの普及・啓発活動を行い、林野火災予防の協力を呼びかける。

第4 林野火災用消防施設等の整備

県は、空中消火用水のう型散布装置や、泡消火剤等の林野火災用空中消火資機材を整備する。

市町は、防火水槽、自然水利利用施設、林野火災用工作機器、可搬式消火機材等の整備を図る。また、消防車両等の進入に配慮した道路の開設、空中消火のための活動拠点や資機材の整備に努める。

第5 出火に対する警戒体制

（1）巡回監視

県下に水源林保全巡視員および森林保全推進員を配置し、保安林の巡視と併せて森林レクリエーション地域および自然的条件により山火事等の森林被害が多発するおそれのある森林等について、林野火災発生危険度の高い時期を重点に巡回監視する。

また、春先など、林野火災発生危険性が高まったときは、防災ヘリコプターによる巡回監視を行う。

（2）入山者等に対する措置

関係機関は、登山、ハイキング等の入山者によるタバコ、たき火等の不始末による火災を防止するため、火気取扱い注意の標識等を設置し、防火意識を喚起するとともに、みだりに火を焚くものに対する警告、取り締まりを行う。

（3）火入れ作業等に対する措置

火入れをしようとする者は、森林法第21条に基づき、その森林または土地を管轄する市町長の許可を受けた後、防火の設備をし、隣接する山林の所有者等に火入れする旨の通知をしなければならない。

市町長は、火入れをしようとする者に対し、延焼防止のための人員配置、防火線の配置等について指示を行う。

第6 早期消火体制の整備

市町は、早期消火体制を確保するため、近隣市町等との広域応援体制を整備する。

第7 防災訓練の実施

県は、市町と共同し、防災関係機関、地域住民、林業関係者等の参加のもと林野火災訓練を実施する。

第2節 災害応急対策

第1 発災直後の情報の収集・連絡

(1) 火災原因者等

火災原因者および火災発見者は、林野火災を発見した場合、速やかに市町、消防機関、警察等防災関係機関に、火災の状況等を連絡する。

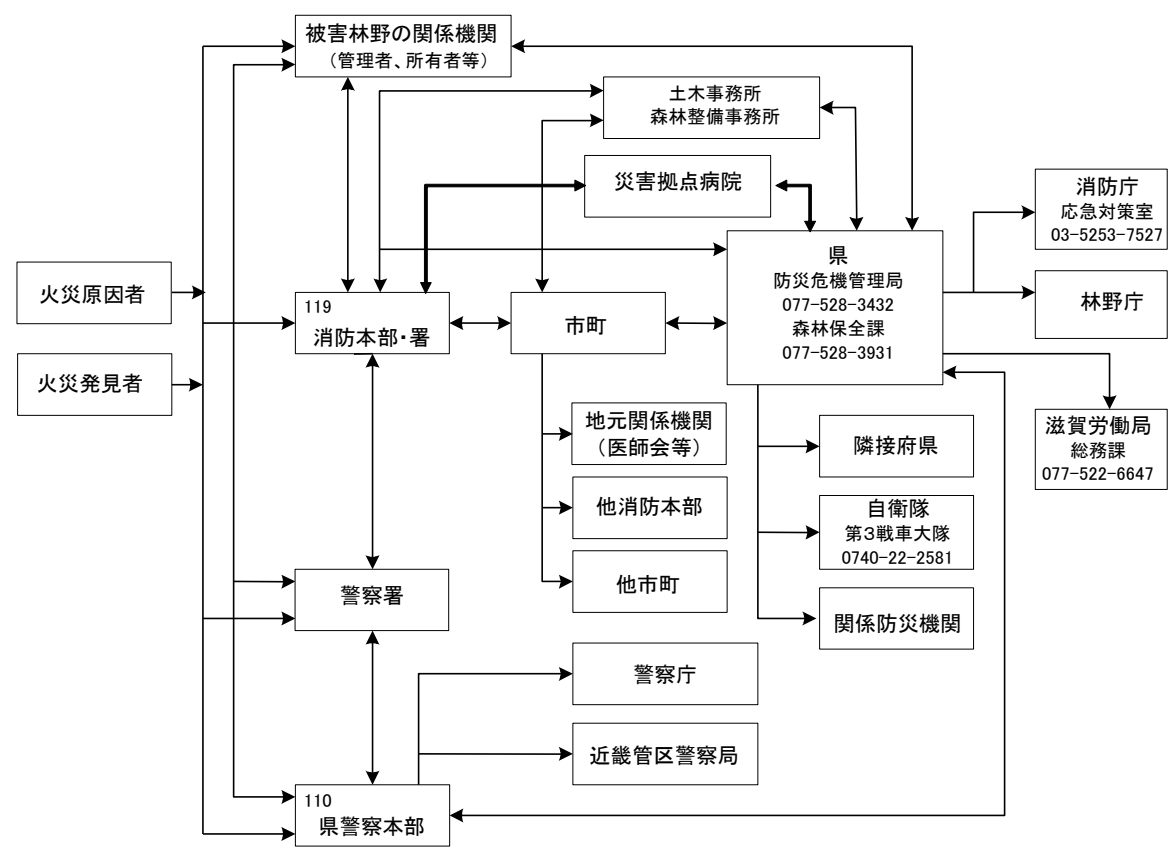
(2) 県

県は、市町から情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁および林野庁へ連絡する。
また、ヘリコプター等からの画像伝送の活用などにより、早期の情報収集に努める。

(3) 市町

市町は、火災の発生状況、人的被害の状況、林野の被害状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に報告する。

■林野火災発生時の情報連絡系統図



森林整備事務所等

名称	連絡窓口	電話番号
西部・南部森林整備事務所		077-527-0655
南部土木事務所	経理用地課	077-567-5433
甲賀土木事務所	経理用地課	0748-63-6153
甲賀森林整備事務所		0748-63-6116
東近江土木事務所	経理用地課	0748-22-7733
中部森林整備事務所		0748-22-7718
湖東土木事務所	経理用地課	0749-27-2241
長浜土木事務所	経理用地課	0749-65-6636
湖北森林整備事務所		0749-65-6616
高島土木事務所	経理用地課	0740-22-6043
西部・南部森林整備事務所高島支所		0740-22-6030

第2 活動体制の確立

（1）県の活動体制

県は、本計画第1章第5節に定める林野火災が発生し、または発生するおそれがある場合は、直ちに事故対策本部を設置するとともに、情報収集、医療救護等の緊急かつ優先的に対応しなければならない応急対策を実施するため、「総務班」、「情報班」、「医療・救助班」、「広報班」からなる緊急初動体制をとる。

緊急初動体制の任務は次のとおりとする。

[緊急初動体制各班の任務分担]

班	任 務 分 担		担当部局
総務班	総務	- 緊急初動体制班職員の管理および交代要員の確保 - 県幹部（知事、副知事等）との連絡調整 - 本部員、連絡員会議の開催 - 会議資料、議事録作成	総務部 知事公室 (議会事務局等)
	調整	- 本部各班との連絡調整 - 関係事業者との連絡調整 - 消防庁、市町、自衛隊、他府県への応援要請と受入れ - 応援部隊の受入れに係る全体調整	
情報班	情報収集	- 被害情報の収集 - 映像情報の収集 - 活動情報の収集 - 応援要請の接受	知事公室 農政水産部 土木交通部 企業庁
	情報整理	- 被害情報等の収集、整理 - 応援要請項目の整理	
	情報伝達	- 被害情報等の伝達（国、初動各班、市町、防災関係機関） - 庁内放送による連絡調整	

班	任 務 分 担		担当部局
医療・救助班	調整	・日本赤十字社滋賀県支部、滋賀県医師会、滋賀県病院協会等医療関係機関との連絡調整、応援要請 ・医療施設との連携 ・警察本部との連携 ・消防本部との連携	健康医療福祉部 会計管理局 教育委員会事務局
	医療対策	・救出用資機材、医薬品の調達 ・搬送手段、ルート確保 ・負傷者搬送先の確保	
広報班	調整	・各班からの情報収集 ・関係事業者との連絡調整（広報時期、内容等） ・警察本部との連絡調整（広報時期、内容等） ・市町の広報内容の把握および連絡調整 ・防災関係機関の広報内容の把握および連絡調整	知事公室 総合企画部 琵琶湖環境部 商工観光労働部
	広報	・プレスルームの設置 ・報道官の選任 ・報道機関等への情報提供 ・報道機関等への要請 ・広報用資料の作成 ・県民からの問い合わせへの対応	

（注）議会事務局、各行政委員会事務局は総務班の応援を行う。

（２）市町の活動体制

市町は、本計画第1章第5節に定める林野火災が発生し、または発生するおそれがある場合は、直ちに事故対策本部等を設置し、県、関係機関等と連携して災害応急対策を円滑に行う体制をとる。

（３）林業関係者

林業関係者は、市町、消防機関、警察等との連携を図り、初期対応、情報連絡等の協力に努める。

第3 救助・救急活動

（１）救助活動

県、市町、消防機関、警察等は、相互に連携して迅速かつ的確に救助活動を行う。

① 市町および消防機関

市町および消防機関は、速やかに救助を要する者の把握に努めるとともに、他の防災関係機関との密接な連携のもと救助を行う。

また、自らの救助活動のみでは対処できないと認める場合には、県や県内の他の消防機

関に応援要請を行う。

② 警察

警察は、他の防災関係機関と連携して、負傷者の救助活動を実施する。
また、救助活動のため必要があると認めるときは交通規制を行う。

③ 県

県は、市町から応援要請を求められた場合、または自ら必要と認める場合は、次の措置を講じる。

- ア 防災ヘリコプターの出動
- イ 消防組織法第44条に基づく緊急消防援助隊の派遣要請
- ウ 「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援の実施
- エ 相互応援協定に基づく近隣府県への応援要請
- オ 自衛隊法第83条に基づく自衛隊に対する災害派遣要請
- カ 消防組織法第43条に基づく市町長または消防長に対する指示

（２）救急活動

県、市町、消防機関、警察等は、相互に連携して迅速かつ的確に救急活動を行う。

① 市町および消防機関

市町および消防機関は、迅速かつ効率的に負傷者を医療機関（救護所を含む）へ搬送するとともに、自らの救急活動のみでは対処できないと認める場合には、県内の他の消防機関に応援を求めるほか、県に対し、救護班の派遣、防災ヘリコプター、緊急消防援助隊の派遣、広域航空消防応援等を要請する。

なお、負傷者の搬送に当たってはトリアージ（傷病者の重症度による分類）を行い、緊急治療が必要な重篤・重症患者は管内の災害拠点病院へ、入院を要する中等症患者は管内の救急告示病院に搬送する。

この場合、管内の災害拠点病院での受入が困難な場合は、重篤・重症患者は他の災害拠点病院、中等症患者は他の救急告示病院に搬送する。

② 警察

警察は、救急活動のため必要があると認めるときは交通規制を行う。

③ 県

県は、市町から応援要請を求められた場合、または自ら必要と認める場合は、次の措置を講じる。

- ア 防災ヘリコプターの出動
- イ 消防組織法第44条に基づく緊急消防援助隊の派遣要請
- ウ 「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援

の実施

- エ 相互応援協定に基づく近隣府県への応援要請
- オ 自衛隊法第83条に基づく自衛隊に対する災害派遣要請
- カ 消防組織法第43条に基づく市町長または消防長に対する指示
- キ 「災害時の医療救護活動に関する協定書」に基づく災害派遣医療チーム（DMAT）および医療救護班の派遣要請

第4 消火活動

迅速かつ的確な消火活動を行うため、県、市町、消防機関、警察等は、相互に連携する。

① 消防機関

消防機関は、速やかに火災の状況および被害状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。また、自らの消火活動のみでは対処できないと認める場合には、県内の他の消防機関に応援を求めるほか、県に対し、防災ヘリコプター、緊急消防援助隊の派遣、広域航空消防応援等を要請する。

② 警察

警察は、消火活動のため必要があると認めるときは交通規制を行う。

③ 県

県は、市町から応援要請を求められた場合、または自ら必要と認める場合は、次の措置を講じる。

- ア 防災ヘリコプターの出動
- イ 消防組織法第44条に基づく緊急消防援助隊の派遣要請
- ウ 「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援の実施
- エ 相互応援協定に基づく近隣府県への応援要請
- オ 自衛隊法第83条に基づく自衛隊に対する災害派遣要請
- カ 消防組織法第43条に基づく市町長または消防長に対する指示

第5 医療救護活動

医療機関外の現場で医療が必要である場合、県、市町、病院および有床診療所（以下、「病院等」という。）、医療関係団体が行う初動時の対応について、フェーズ（局面）の概念を用い、それぞれの局面に応じて以下の医療救護活動を行う。

（1）医療救護活動

ア 第1フェーズ（発生から3時間程度）

① 災害拠点病院

災害拠点病院は、県からの要請または消防からの情報（県と連絡がとれないとき）に基づき災害派遣医療チーム（DMAT）を事故現場に派遣する。

② 県

県は、消防機関、警察からの情報に基づき、災害拠点病院に災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣要請を行う。

また、災害派遣医療チーム（DMAT）からの報告により、必要と認められる場合は他の災害拠点病院に災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣を要請する。

イ 第2フェーズ（3日以内）

① 災害派遣医療チーム（DMAT）

災害派遣医療チーム（DMAT）は、防災関係機関と連携しながら、現場の医療情報を収集するとともに、負傷者のトリアージおよび応急処置、搬送等を行う。また、現地医療救護所等において、負傷者のトリアージおよび応急処置を行う。

② 市町

市町は、必要に応じて事故現場等に救護所を設置するとともに、救護所の運営に当たっては、地区医師会、医療機関に協力を要請する。

③ 県

県は、救護所の設置・運営について市町から要請があった場合または自ら必要と認めた場合は、県医師会等に対し、地区医師会、医療機関の協力が得られるよう要請する。

ウ 第3フェーズ（4日～2週間）

県は、市町からの要請があったとき、または自ら必要と認めた場合は、医療救護班、こころのケアチームの派遣を要請する。

エ 第4フェーズ（2週間～2か月程度）

市町、県は防疫および保健衛生活動を行う。

なお、フェーズはあくまで目安であり、事故の規模および人的被害の程度により各フェーズへの移行およびそれぞれに応じた活動を行う。

（２）医療救護班の編成、派遣

① 県

県は、市町から医療救護に関する協力要請があったとき、または医療救護を必要と認めた時は、各医療関係団体、他都道府県等に必要な医療救護班等の派遣を要請する。

② 県立病院

滋賀県立総合病院および精神医療センターは、県の指示があったとき、または災害の状況により病院長が必要と認めるときは、医療救護班を出動させ救護活動を行う。出動の指示を受けた医療救護班は、直ちに医療セットおよび資材を整えて現地に急行し、救護活動を行う。

[県立病院の医療救護体制]

病院名	電話番号
滋賀県立総合病院	077-582-5031
精神医療センター	077-567-5001

③ 日本赤十字社

日本赤十字社滋賀県支部は、知事との「災害救助法による災害救助等に関する委託契約書」の契約、または自らの判断に基づき速やかに救護班を出動させ、救護活動を行う。出動の指示を受けた救護班は、直ちに医療セットおよび資材を整えて現地に急行し、現地で救護所を開設して救護活動を行う。また、必要に応じて他府県や本社の応援を受けて救護活動の万全を期する。

[日本赤十字社の医療救護体制]

病院名	電話番号
大津赤十字病院	077-522-4131
大津赤十字志賀病院	077-594-8777
長浜赤十字病院	0749-63-2111

④ 独立行政法人国立病院機構

独立行政法人国立病院機構は、県の要請により、または自ら必要と認めたときは医療救護班の派遣等による医療救護を行う。

[独立行政法人国立病院機構の医療救護体制]

要請先		病院名	電話番号
独立行政法人国立病院機構	→	東近江総合医療センター	0748-22-3030
近畿ブロック事務所 06-4790-8388		紫香楽病院	0748-83-0101

⑤ 滋賀医科大学

滋賀医科大学は、県の要請により、文部科学省の了解の下、医療救護班の派遣による医療救護を行う。

[滋賀医科大学の医療救護体制]

病院名	電話番号
医学部附属病院	077-548-2111

第6 住民等の避難

（１）避難の指示と避難誘導

事故災害発生時には、市町、警察は、人命の安全を最優先とし、必要に応じて地域住民等に対し、指示を行う。また、市町、警察は、避難場所および避難経路や災害現場の所在、その他避難に関する情報提供を行い、住民等の避難誘導を行う。その際には、高齢者や障害者、外国人等の要配慮者（社会福祉施設を含む）に対し、災害情報が迅速かつ適切な手段により滞りなく伝達されるよう、民生委員児童委員や自主防災組織等の協力を得ながら、優先的に誘導を行う。

（２）避難所の設置と運営

① 市町

市町は、必要に応じて避難所を開設するとともに、設置場所等を速やかに住民等に周知徹底を図る。また、一般の避難所生活が困難である要配慮者のために特別の配慮がなされた福祉避難所の対応については、国の「福祉避難所設置・運営に関するガイドライン」および「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を参考に指定を進め、必要数の確保に努める。なお、市町は、あらかじめ避難所に指定された施設の管理者との間で協議を行い、施設の管理方法について取り決めを行う。

市町は避難所を設置した場合には、速やかに県に連絡するとともに、避難所の運営および連絡調整に当たる担当職員を避難所に派遣し、避難所における被災者のニーズの把握・調整を行う。

各避難所運営管理者は、避難所の運営における女性の参画を推進する。特に、プライバシーを十分に確保できる間仕切りの工夫や、他者の視線が気にならない男女別の更衣室や物干し場、入浴設備、清潔で誰でも安心して使えるトイレ、授乳室の設備、生理用品・女性用下着の配布方法の工夫、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

また、男女のニーズの違いなど男女双方の視点に加え、性的指向・ジェンダーアイデンティティに関しても配慮するよう努める。

指定避難所等における女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性や子ども等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体

との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

② 県

県は、市町に設置される避難所の開設状況および運営状況、その他被災者のニーズ等について把握する。また、必要に応じて状況の把握を行うため、職員を現地に派遣する。

第7 災害広報の実施

県、市町および関係機関は、事故災害の発生場所、被害状況等について広く県民への広報を図るため、連携して迅速な広報活動を実施する。

（１）広報事項

県民への広報は、概ね次のような項目について行うものとする。

- ア 事故の発生日時および場所
- イ 被害の状況
- ウ 被害者の安否情報
- エ 応急対策の実施状況
- オ 交通規制の状況
- カ 治安の状況
- キ 県民に対する協力および注意事項
- ク その他必要と認められる事項

（２）広報手段

- ア 新聞、ラジオ、テレビ等の報道機関に対する発表
- イ 広報車による巡回広報
- ウ 有線放送による広報
- エ インターネットの利用
- オ その他状況に応じた広報手段

第 10 章 災害復旧計画

（風水害等対策編第 4 章「災害復旧計画」を準用する。）



平成16年	4月	作成
平成16年	6月	修正
平成17年	5月	修正
平成18年	2月	修正
平成18年	9月	修正
平成19年	5月	修正
平成21年	2月	修正
平成23年	2月	修正
平成23年1	2月	修正
平成25年	3月	修正
平成26年	3月	修正
平成27年	3月	修正
平成28年	3月	修正
平成29年	3月	修正
平成30年	3月	修正
平成31年	3月	修正
令和 2年	3月	修正
令和 3年	3月	修正
令和 4年	3月	修正
令和 5年	3月	修正
令和7年	〇月	修正

滋賀県地域防災計画

(事故災害対策編)

編集発行 滋 賀 県 防 災 会 議
(滋 賀 県 知 事 公 室 防 災 危 機 管 理 局)
